

代表制の理論と実際

西 修

一 はじめに

昭和五七年八月、従来の参議院全国区制に拘束名簿式比例代表制を採用する公職選挙法改正が成立した。この制度は、わが国の選挙史上はじめて比例代表制を導入したという点で画期的な意味をもっている。同制度の骨子は、次の点にある。

- ① 立候補者は、一定の要件を備えた名簿届出政党等に限り、それ以外（たとえば無所属候補者）には、立候補の資格が与えられていないこと。
- ② 投票は、政党等に対して行なわれ、候補者個人に対してなされた投票は、無効になること。
- ③ 当選者の決定は、ドント式算出方法により各政党等に按分し、あらかじめ順位が付されている各政党等の名簿に従って決定されること。

この改正案を提出した自由民主党・自由国民会議の趣旨説明によれば、従来の全国区制では、全国という広大な地域と八千万人の有権者を対象とする個人本位の選挙なので、有権者にとって候補者の選択が著しく困難であること、多くの候補者には膨大な経費を要すること、政党が議会制民主主義を支える不可欠の要素になっていくことから、政党本位の比例代表制に改めるのが適当であると思料したためとされている。この制度は、昭和五八年六月の通常選挙から実施され、新しい議員が誕生した。はたして、新制度の実施が、「良識の府」としての参議院の蘇生に役立ち得るのかどうか。それは今後の推移を見守る必要があるが、ともあれ参議院全国選出議員に新しく比例代表制を導入した意味は大きい。

ところで、デモクラシーとの関連において代表制を考察する場合、少なくとも次の要件を充足させる必要がある。第一に政党の設立が自由であり(したがって複数政党制の存在が前提)、選挙結果に際しては民意が十分に反映されていること。いうまでもなく、デモクラシーは、国民主権原理を中核としており、国民の代表者は、「国民感情の明白な影象」⁽¹⁾であることが期待されている。このことは具体的に各政党の得票数(率)と議席数(率)との按分関係という形で示される。第二に小党乱立を避けて、できるだけ政局の安定をはかること。過去から今日にいたるまで、デモクラシーの運用が成功していない国家をみると、小党分立→連立内閣→政策の行きづまり→内閣崩壊→政治的空白→クーデタないし革命→独裁制という一連の図式を描くことは可能である(ただし、近年、政治的空白→クーデタないし革命という直線コースをとる民主制国家は、少なくなってきた)。ここにおいて、デモクラシーと代表制との関係を考えると⁽²⁾、民意の反映と小党乱立の阻止という相反する原理を統合すべく、きわめて困難な問題に遭遇することになる。

本稿は、各国で採用されている各種代表制が、以上の二つの観点に照らして、理論および実際において、いかなる

特色を示しているかを検討しようとするものである。なお、とくに注記されていないかぎり、各国における第一院（わが国の衆議院相当機関）または一院制の国会を中心に取り扱われている。

(1) F. Lakeman and J. D. Lambert, *Voting in Democracies*, 1955, p. 24 に、ヒンキンド・パークの言葉として引用。

(2) バトラー等は、民主的選挙制度の徴表として、次の諸点をあげている。

- ① 実質的に全成人人口が投票権を有していること。
- ② 選挙は、所定の期間内に定期的に実施されること。
- ③ いかなるグループも、政党を結成し、候補者を立てる機会を否定されないこと。
- ④ 立法府の全議席が競争により占められ得、また実際に占められていること。
- ⑤ 選挙運動が公正に行なわれ、候補者が政見を発表することを阻止されず、また有権者が候補者の政見を学んだり、討論したりすることを妨げられないこと。
- ⑥ 投票が自由かつ秘密であること。投票が公明正大に計算され、かつ報告されること。当選者が解散または任期満了し、新選挙施行までの在職が保障されること。D. Butler, H. R. Penniman, and A. Ranney, *Democracy at the Polls*, 1981, p. 3.

二 多数代表制

(一) 大選挙区完全連記制

多数代表制とは、各選挙区における議員定数をその選挙区の多数の支持を得ている政党に配分せしめる制度をいう。選挙制度が論議の対象となった当初、外見的にもっとも簡単かつ単純な多数代表として、大選挙区完全連記制 (block vote system) が採用された。

この制度は、一選挙区の議員定数を複数とし、有権者は、その選挙区における議員定数と同数の候補者名を記載し、得票の多い者から順に議員定数まで当選せしめるものである。たとえば、ある選挙区の議員定数を四人とし、甲党、乙党の二党間で争い、甲党の支持者が四万人、乙党の支持者が三万人いるものと仮定する。選挙人は、議員定数まで連記することができるのであるから、甲党の支持者四万人は、甲党の推す四人の候補者に投票し、乙党の支持者三万人は、乙党から立候補した四人の候補者に投票することになる。その結果、甲党に属する四人の候補者がことごとく当選し、乙党から立候補した四人はすべて落選する。かくして、この制度は、少数党に非常に不利に作用するので、小党殲滅 (scrutin décreusement) の選挙制と命名されている。

事実、同制度を採用した国の選挙結果をみれば、得票率と議席率の不均衡ははなはだ大きい。現在、第一院議員についてこの制度を採っている国としてモナコ (全国区制一人)、スペイン (二人区)、⁽¹⁾ ヨルダン (一人区)、クウェート (五人区)、シリア (四一人区)、チュニジア (四一人区) などがあるといわれているが、過去にあっては、一八八四年までのアメリカ、一九一九年以前のスイス、一八八五年から一八八九年までのフランス、一八八五年から一九四五年までのイギリス (二区二人制の選挙区において)、一九五〇年から五七年までのトルコの各第一院においては、この制度の下で選挙が行なわれていた。

ここに、トルコの例をみれば、同国では一選挙区の定数は一人から二七人までで、選挙人は当該選挙区の議員定数まで投票することができた。一九五〇年に行なわれた選挙では、民主党が五五パーセントの得票率で、八四パーセントの議席率 (四八七議席中四〇八議席) を得たのに対して、共和党は四〇パーセントの得票率にもかかわらず、議席率はわずか一四パーセントにすぎなかった。⁽²⁾ 一九五四年の選挙では、民主党は五五パーセントの得票により、実に九三

パーセントの議席（五四一議席中五〇三議席）を占めた。また、五七年には民主党の得票率四七パーセントに対して、野党は全体として五三パーセントと過半数の得票を得たにもかかわらず、⁽³⁾ 議会での勢力分野は、民主党四二四、共和党一七八、自由党四、国民党四となり、かくしてライプホルツがいうように、得票率のうえでは国民の過半数の支持を得ていない政党が、三分の二以上の議席を獲得するという現象が生じることになった。⁽⁴⁾

これに対して、スイスの場合は、それほどゆがみは大きくない。同国の一八五〇年一二月の選挙法によれば、四九の選挙区に分け（一人選挙区一二、二人選挙区二三、三人選挙区一五、四人選挙区九）、三回投票制を実施していた。すなわち、候補者が当選するには、第一回目と第二回目の投票で絶対多数を得なければならず、両回の投票において絶対多

第1表 スイスの選挙結果 (1896—1917)

	カソリック保守党		民主党		自由保守党		急進民主党		社会民主党		その他	
	得票率	議席率	得票率	議席率	得票率	議席率	得票率	議席率	得票率	議席率	得票率	議席率
1896	23.0	21.1	5.4	5.4	14.5	13.6	48.7	50.2	6.8	0.7	1.5	0.0
1899	20.8	21.8	4.9	4.1	14.0	13.6	49.7	57.8	9.6	2.7	0.9	0.0
1902	23.1	21.6	3.7	2.4	8.6	12.0	50.4	59.9	12.6	4.2	1.7	0.0
1905	22.5	21.6	4.4	3.6	6.7	11.4	49.2	62.3	14.7	1.2	2.5	0.0
1908	20.5	21.0	3.6	3.0	5.9	9.0	50.9	62.9	17.6	4.2	1.4	0.0
1911	19.1	20.1	3.1	3.2	6.8	7.4	49.5	60.3	20.0	7.9	1.5	1.1
1914	21.1	19.6	2.7	2.1	7.4	7.9	56.2	59.3	10.1	10.1	2.6	1.1
1917	16.5	22.2	3.3	3.7	4.9	6.3	40.8	54.5	30.8	10.6	3.8	2.6

(Thomas T. Mackie & Richard Rose, *The International Almanac of Electoral History*, 2nd ed. 1982, pp. 354—357より)

第2表 イギリスの総選挙(1885年—1983年)における
各党の得票率と議席率

政 党 年	保 守 党		自 由 党		労 働 党		そ の 他	
	得票	議席	得票	議席	得票	議席	得票	議席
1885	44%	37%	49%	50%	—%	—%	7%	13%
1886	51.5	59	45	28	—	—	3.5	13
1892	47	47	44	41	—	—	9	12
1895	49	61	46	26.5	—	—	5	12.5
1900	51	60	46.5	27.5	—	—	2.5	12.5
1906	44	23.5	55	64	—	—	1	12.5
1910 (1月)	47	40.5	43	41	8	6	2	12.5
1910 (12月)	46	41	44	40	7	6	3	13
1918	35	54	23	23.5	15	10	27	12.5
1922	39	56	29	18.5	29.5	23	2.5	2.5
1923	38	42	29.5	26	30.5	31	2	1
1924	47	67	18	6.5	33	24.5	2	2
1929	38	42	23.5	10	37	47	1.5	1
1931	55	76	11	12	30	8.5	4	3.5
1935	54	70	6.5	3	37.5	25	2	2
1945	40	33	9	2	48	62	3	3
1950	43	47.8	9	1.5	46	50.4	2	0.3
1951	48	50.5	2.5	1	48.5	47	1	0.5
1955	49.7	54.6	2.7	1	46.4	44	1.2	0.4
1959	49.4	58	5.9	1	43.8	41	0.9	—
1964	43.4	48.3	11.2	1.4	44.1	50.3	1.3	—
1966	41.9	40.1	8.5	1.9	47.9	57.6	1.7	2
1970	46.4	52.4	7.4	1	43	45.6	3.2	1
1974 (2月)	38.1	46.6	19.3	2.2	37.2	47.4	5.4	3.8
1974 (10月)	35.9	43.6	18.3	2.0	39.2	50.2	6.7	4.2
1979	43.9	53.4	13.8	1.7	36.9	42.4	5.3	2.6
1983	42.4	61.1	※ 25.3	※ 3.6	27.6	32.2	4.7	3.2

(E. Lakeman, *How Democracies Vote*, 1970, David Butler & Anne Sloman, *British Political Facts* 1900—1979, 1980, The Times, June 11, 1983等より作成)

※1983年6月, 自由党は社会民主党と連合して選挙を戦った。

ダーの恐れが生じることは、つとにいわれている通りである。

この制度を実際に採用しているいくつかの国についてみれば、次のようである。

まずイギリスでは、一八八五年の選挙区制の改革により、二三の都市 (borough) および若干の大学選挙区 (一選挙区二人) を除いて、すべての選挙区より一人の代表者が選出されることになった。⁽⁹⁾ そして二人選挙区は、一九五〇年まで存続した⁽¹⁰⁾が、現在ではすべての選挙区が一人選挙区となっている。同国における一八八五年から一九八三年までの選挙結果を示せば、第二表のようである。

この表から、得票率と議席率との間のゆがみが比較的少なかったのは、一八九二年、一九二三年および一九五一年の三回のみで、その他の選挙における両者のゆがみは、かなり大きいことがわかる。レークマンおよびランバートは、次のように分析している。保守党は、一八九二年には得票率の四七パーセントに対して四七パーセントの議席を得たが (真の影像の稀な例の一つ)、一九一〇年には四七パーセントの得票が四〇・五パーセントの議席率と対応し、また一九二四年には同じく四七パーセントの得票が同党に圧倒的多数の議席数を与えた。自由党は、一九二九年には、一九一八年のときよりわずかながら得票率が伸びたにもかかわらず (二三パーセントから二三・五パーセント)、議席率は一九一八年時の半分にも達しなかった (二三・五パーセントから一〇パーセント)。労働党についてみれば、三〇パーセントの得票率が、一九二三年には少数党内閣の一翼を担わせたが、三一年には八・五パーセントの惨敗を意味するところとなった。また一九四五年の四八パーセントの得票率は、約三分の二の多数の議席を同党に与えたが、五一年には四八・五パーセントの投票を獲得したにもかかわらず、野党にまわらなければならなかった。⁽¹¹⁾

右のような現象は、各党の一議席を獲得するために必要な票数との関係からも、明白にうかがわれる。たとえば、

一九二二年には、保守党は一議席を獲得するために一八一八〇票を要したのに対し、労働党は三〇七〇六票、自由党は四八五四〇票を得なければならなかった。⁽¹²⁾ また二四年には保守党の一九二〇〇票に対して、労働党は三六五〇〇票を必要としたが、三一年には保守党二二九〇〇票に対して、労働党は一二七〇〇〇票を費し、⁽¹³⁾ さらに、一九四五年に労働党が大勝したときには、労働党約三万票に対し、保守党四万五千票、自由党にいたっては二〇万四千票におよんでいる。

このようなアンバランスは、しばしば多数党の過大代表と少数党の過少代表という現象を伴なう。自由党は、一九〇六年を境にして少数党の過少代表の顕著な事例を示している。⁽¹⁴⁾ それゆえ、自由党は比例代表制の採用を主張しているが、保守党および労働党の二大政党は現状に満足しているため、⁽¹⁵⁾ 改正は困難な状況にある。

以上のような現象は、イギリスにのみ特有のものではなく、小選挙区制比較多数決主義をとっている諸国に通用の傾向としてみられるものである。

カナダでは、一九六六年以来、全選挙区が一人選挙区となっている。⁽¹⁶⁾ 同国においては、一八七八年九月から一九八〇年二月まで二九回の選挙が実施されている。一九五七年六月（第二〇回）の選挙までは、一党のみが政権を担当し、政局の安定に資してきたが、一九五七年から七四年までの八回の総選挙のうち、五回の総選挙で少数党内閣を作り出した。このため小選挙区制の效果に疑問が投げかけられたが、一般には、小選挙区制を変更する雰囲気がない。⁽¹⁷⁾ ただし、ゆがみはかなりあり、たとえば一九四九年には、自由党は五〇パーセントの得票により、七三・五パーセントの議席を得たが、保守党は三〇パーセントの得票で、わずか一五・五パーセントの議席しか獲得することができなかった。一九五八年にはこの関係が逆転し、保守党は五四パーセントの得票により、七九パーセントの議席を得たのに対

第3表 最近のカナダの総選挙結果

	1968. 6. 25		1972. 10. 30		1974. 7. 8		1979. 5. 22		1980. 2. 18	
	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)
進歩保守党	31.4	27.3 (72)	35.0	40.5 (107)	35.4	36.0 (95)	35.9	48.2 (136)	32.5	36.5 (103)
自由党	45.5	58.7 (155)	38.5	41.3 (109)	43.2	53.4 (141)	40.1	40.4 (114)	44.3	52.1 (147)
新民主党	17.0	8.3 (22)	17.7	11.7 (31)	15.4	6.1 (16)	17.9	9.2 (26)	19.8	11.3 (32)
社会信用党	0.8	0 (0)	7.6	5.7 (15)	5.1	4.2 (11)	4.6	2.1 (6)	1.7	0
その他	5.3	5.7 (15)	1.2	0.8 (2)	0.9	0.4 (1)	1.5	0 (0)	1.8	0
	100	100 (264)	100	100 (264)	100	100 (264)	100	100 (282)	100	100 (282)

(Mackie & Rose, *ibid.*, pp. 80-83)

代表制の理論と実際(西)

し、自由党は三三パーセントの得票により、一八パーセントの議席を占有したにすぎなかった。⁽¹⁸⁾最近五回の選挙結果をみると(第三表参照)、保守党、自由党の二大政党が過大代表を示しているが、第三党以下の政党は過少代表を示している。また得票率において過半数を占めていないにもかかわらず、政権の座についている。

ニュージーランドにおいても、一九五四年より八一年まで連続一〇回の選挙結果は、得票数の半数を制し得ない政党が、政権の座につくことが常態であることを示している(第四表参照)。最近の例として七五年の総選挙をみると、国民党は四七パーセントの得票により六三パーセントの議席を獲得し、他方、労働党は四〇パーセントの得票率で、三七パーセントの議席率に甘んじなければならなかった。これは、国民党議員一人当たりを当選せしめるのに一万四千票で十分であるが、労働党の議員一人を当選させるには二万票を要したことを意味している。また有効投票の一二パーセントに当たる二〇万票が第三・第四党に投票したにもかかわらず、まった

第4表 ニュージーランドの最近の選挙結果

	1969. 11. 29		1972. 11. 25		1975. 11. 19		1978. 11. 25		1981. 11. 28	
	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)
労働党	44.2	46.4 (39)	48.4	63.2 (55)	39.7	36.8 (32)	40.4	43.5 (40)	39.0	46.7 (43)
国民党	45.2	53.6 (45)	41.5	36.8 (32)	47.4	63.2 (55)	39.8	55.4 (51)	38.8	51.1 (47)
社会 信用党	9.1		6.7		7.4		16.1	1.1 (1)	20.7	2.2 (2)
その他	1.5		3.5		5.4		3.7		1.6	
		100 (84)	100	100 (87)	100	100 (87)	100	100 (92)	100	100 (92)

(New Zealand Official Yearbook, 各年度版, Mackie & Rose, *ibid.* より作成)

代表制の理論と実際(西)

く代表者を送ることができなかった。⁽¹⁹⁾ ニュージーランドでは、一九一四年以来、第一院に小選挙区比較多数決主義を採用してきているが、⁽²⁰⁾最近の選挙では第三党の社会信用党がはなはだしい過少代表を示しているため、同党は比例代表制の導入を強く主張している。⁽²¹⁾

アメリカの下院議員選挙も、小選挙区比較多数決主義の下で実施されている。ただし、アメリカの場合、議院内閣制諸国と異なり、議会での多数派が政府を構成するわけでないから、党の中央集権的性格は希薄である。⁽²²⁾ すなわち議員は党の綱領に忠実というよりも、自らの選出母体のさまざまな意見を集約することに努める。政党が全連邦的に行動するのは、四年ごとに行なわれる大統領選挙のときであって、その他のときは、各党議員は独自の行動をとるのが普通である。このような中央集権制と地方分権制の奇妙な混合とがアメリカ政党制の特色となっているので、⁽²³⁾全体としての党別得票率と議席率を比較することは、余り大きな意味がないといえよう。ただその地域の過半数の支持を得ないでも代表者となり得る現行制度を疑問視する向きがないでもなく、一九七四

年のメーン州知事選挙で無所属の候補者が、三七パーセントの民主党候補者、二三パーセントの共和党候補者を抑えて、四〇パーセントで当選したことが伝えられている。⁽²⁴⁾

(2) 小選挙区絶対多数決主義

この制度は、小選挙区において第一回目の投票で有効投票の過半数、すなわち絶対多数を得ないかぎり、当選人となれないものである（ただし、第二回以降の投票においては比較多数決主義による）。現行のフランス第五共和制のもとにおける制度が有名であるが、歴史的にはベルギー（一八三一—一八九九年）、イタリア（一八九二—一九一九年）、オランダ（一九一七年まで）、ノルウェー（一九二一年まで）、ドイツ（一九一九年まで）、オーストリア（一九一九年まで）、フランス（第三共和制の大部分）などで採られていた。

右の諸国は、ドイツとフランスを除き、第一次大戦後、比例代表制を採用するようになった。

ドイツにおいて、いわゆるビスマルク憲法時代を貫いていたこの制度は、一八六九年五月三十一日の選挙法に根拠をおいている。この選挙法によれば⁽²⁵⁾、投票の絶対多数を得た候補者が当選し、第一回の選挙でいかなる候補者も絶対多数を獲得しないときは、最多数を得た二人の候補者のあいだで決選投票を行なう。⁽²⁶⁾ドイツでこの制度がとられていた時代には、後述するように、多数の政党が議席を占めていたが、主要な三政党についての第一院における結果を示せば、第五表のようになる。

この表から、全体的に各政党の得票率と議席獲得率との間のゆがみが大きいことと、とくに社会民主党の過少代表現象が顕著であることが理解される。社会民主党の過少代表性については、同党の勢力が都市部に強い地盤をもって来たことと、第二回投票における敗北と関連している。すなわち、選挙区画が一八七二年以来一度も変更されなかつ

第5表 ビスマルク憲法下（1884—1912年）の主要政党の選挙結果

	社会民主党		保守党*		中央党	
	得票率(%)	議席率(%)	得票率(%)	議席率(%)	得票率(%)	議席率(%)
1884	9.7	6.0	22.0	26.7	22.6	24.9
1887	11.0	2.8	25.0	30.4	22.1	24.7
1890	19.7	8.8	19.1	23.4	18.6	26.7
1893	23.3	11.4	19.2	25.2	19.0	24.2
1898	27.2	14.5	15.4	19.9	18.9	25.7
1903	31.7	21.0	13.5	18.1	19.7	25.2
1907	29.0	11.1	13.6	21.4	19.4	26.2
1912	34.8	27.7	12.2	14.6	16.4	24.4

(Grumm, Theories of Electoral Systems, in *Comparative Political Parties*, ed. by A. J. Milnor, 1969, p. 246 による)

* 自由保守党の得票および議席を含む。

代表制の理論と実際(西)

たために、都市部と地方部との選挙区間に不均衡が進行し、都市部における投票の価値が相対的に低下し、また第二回投票ではいわゆる「ブルジョワ」政党の連合の前にはしばしば苦杯を喫しなければならなかった。グルムによれば、一九〇七年には社会民主党は九〇の選挙区で第二回投票を争ったが、そのうち七六の選挙区で敗れた。しかも、九〇の選挙区のうち四四の選挙区においては、第一回目の投票で比較多数を獲得したのだが、第二回目の投票でその四分の三以上にあたる三二の選挙区を失なった。⁽²⁷⁾

フランス第三共和制時代の大半にわたって採られていた制度は、第一回の投票においては、登録有権者総数の四分の一以上で、投票の絶対多数を必要とし、当選者がいないときに第二回投票を行ない、比較多数決によるものとされた。⁽²⁹⁾そして第二回の投票に際して、第一回の投票のときの候補者が再び出ることも、辞退することも、また全く新たな候補者が出ることも、自由であった。

フランス第五共和制のもとにおける二回投票制は、第三共和制のそれとは若干異なる。すなわち、第一回の投票では、登録有権者総数の四分の一以上で、投票の絶対多数を得た候補者が当選し、第一回の投

第6表 フランス第5共和制下における選挙結果

	1958		1962		1967		1968		1973		1978		1981	
	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)
共産党	19.2	2.2 (10)	21.8	8.8 (41)	22.5	15.3 (72)	20.0	7.0 (33)	21.4	15.4 (73)	20.6	18.1 (86)	16.1	9.1 (43)
民主勢力連合	1.3													
統一社会党(極左)			2.4	0.4 (2)	2.2	0.6 (3)	3.9		3.3	0.4 (2)	3.3		1.3	
左派急進派														3.0 (14)
社会党	15.4	9.5 (44)	12.7	14.0 (65)	18.9	25.1 (118)	16.5	12.1 (57)	19.2	18.8 (89)	25.0	21.5 (102)	37.8	56.3 (267)
急進社会党	7.4	4.9 (23)	7.6	9.2 (43)										
改革運動									12.5	6.3 (30)				
人民共和運動	11.2	12.3 (57)	8.9	7.7 (36)										
民主中道派					12.6	8.1 (38)	10.3	5.5 (26)			21.8	26.4 (125)		

中道社会民主党												19.3	13.3 (63)		
フランス民主連合															
中道民主進歩派															
独立共和派共和党															
フ・ヨール派	20.5	42.6 (198)	31.9	41.9 (195)	31.6	40.6 (191)	43.7	13.6 (64)	60.0 (282)	23.9	37.0 (175)	22.4	29.7 (141)	20.8	16.9 (80)
保守派	22.2	28.6 (133)	9.5	10.3 (48)	3.7	1.5 (7)	4.1	1.7 (8)	2.8	3.2 (15)	3.2	1.9 (9)	2.7	1.3 (6)	
環境保護派												2.2		1.1	
その他	2.6		0.9	0.2 (1)	2.3		1.4		2.8	0.6 (3)	2.9	0.2 (1)	0.9	0.2 (1)	
計	100	100 (465)	100	100 (465)	100	100 (470)	100	100 (470)	100	100 (473)	100	100 (474)	100	100 (474)	

(Mackie & Rose, *ibid.*, pp. 136-139に於る)

票でこの多数を得た候補者がいないときには、一週間後に、有効投票の一二・五パーセント以上（五八年一〇月の選挙法では五パーセントだったが、六七年の選挙時から一〇パーセントに改正、さらに現在では一二・五パーセントになっている）を得た候補者について、第二回の投票を行なう。第二回の投票では比較多数の投票を得た候補者を当選人とする⁽³⁰⁾。なお得票数が同一のときは、年長者を当選人とする。

このように、二回投票制が同国の大きな特色となっているが、年を経るにしたがい、一回で決まることが少なくなってきた。すなわち、たとえば一八七七年には五二六人の議員のうち、五一四人（九八パーセント）が第一回の選挙で絶対多数を得て当選を決めたが、第一次大戦が始まる一九一四年には五七パーセントに減少し、一九五八年にはわずか九パーセント（四六五議席中三九議席）に落ち込んだ。その後の状況をみれば、一九六七年で三九八議席（八五パーセント）、六八年三一六議席（六七パーセント）、七三年四二四議席（九〇パーセント）が二回投票により決まっている⁽³¹⁾。こうしてみると、同国における第一回目の選挙はいわばスナップ写真で、本当の影は第二回目の投票によってはつきりするということになる。すなわち、選挙民は、第一回目の投票では多数の政党のうち、当落の見込みとは関係なく、もっとも自分の考えに近い政党を選ぶが、第二回目には当選の見込みのある政党を選択する。

第五共和制のもとにおける過去七回の選挙結果は、第六表のようである。この表をみると、当初、ド・ゴール派の顕著な過大代表と共産党のかなりの過少代表が明らかであるが、七三年頃から共産党の過少代表がやや修正の方向に転向し、八一年にはド・ゴール派の過少代表という現象がみられる。

もともとこの代表制を導入したド・ゴールは、共産党などの急進的左派の追い落しを大きな眼目とした。というのは、第二回目の選挙でかかる急進派は淘汰されるだろうと考えたからである。この阻いは的中し、共産党は、一九五

六年の選挙（このときは比例代表制）で、一五〇の議席を獲得していたにもかかわらず、五八年の選挙では一〇議席と激減した。このとき共産党は、第一回投票では、新共和国連合や穏和派とほとんど同数の投票を得ていたのである。しかし、六七年の選挙では、左派が統一戦線を組み、全左派で第二回の選挙において七七人の逆転当選者を出したのに対し、ド・ゴール派は逆転当選者はわずか一人で、逆に逆転負けが八三人という記録を出している⁽³³⁾。この傾向はその後も続いており、八一年選挙では、ついにド・ゴール派は過少代表政党へと落ち込んでしまった。

(3) 選択投票制

選択投票制 (alternative vote system) または優先投票制 (preferential vote system) と呼ばれている代表制は、一九一八年にオーストラリアに採り入れられ、それ以来、同国に根づいている。他には同国のビクトリア、ニューサウスウェルズ、南オーストラリア、西オーストラリアの各州議会およびカナダの若干の州議会選挙にとられている以外、あまりみられない。

例1	候補者	第1優先投票		
	グリーン	22,000		
	グレイ	60,000		
	ブルー	18,000		
	合計	100,000		
例2	候補者	第1優先投票		
	ブラック	40,000		
	ホワイト	25,000		
	ブラウン	35,000		
	合計	100,000		
		第1優先投票	第2優先投票	合計
	ブラック	40,000	+ 5,000	= 45,000
	ブラウン	35,000	+ 20,000	= 55,000

この制度は、選挙人が各候補者に優先順位をつけ、第一順位の付された候補者が絶対多数の票数を獲得すれば、この候補者が当選し、もしこのような候補者がいないときには、最下位の候補者の票のうち第二順位の付された票を各候補者に加算し、絶対多数の候補者が出るまで、この操作をくり返して行なうものである⁽³⁵⁾。具体例を示すと、次のようになる⁽³⁶⁾。

最近の選挙結果 (1963—1983)

1974		1975		1977		1980		1983	
得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)
49.3	520 (66)	42.8	28.3 (36)	39.6	30.7 (38)	45.1	40.8 (51)	50.1	26.4 (33)
10.0	16.5 (21)	11.3	18.1 (23)	10.0	15.3 (19)	8.9	16.0 (20)	43.3	60.0 (75)
		0.1		0.2		0.1		4.9	13.6 (17)
35.0	31.5 (40)	41.8	53.5 (68)	38.1	54.0 (67)	37.4	43.2 (54)		
1.4		1.3		1.4		0.3			
2.3		0.4							
0.8		0.6							
0.8				9.4		6.6			
0.4		1.6		1.3		1.5		1.7	
100	100 (127)	100	100	100	100 (127)	100	100 (125)	100	100 (125)

代表制の理論と実際 (西)

M. Mackerras, *Elections* 1980, 1983年結果は, *Sydney Morning Herald*, 1983. 3. 6 に

例1についてみよう。この場合、有効投票十万票のうち、グレイが絶対多数の六万票をとっているから、当選が宣せられる。

例2は、第一優先順位を付された投票のみでは、三人の候補のいずれも絶対多数を獲得していない場合である。このような場合には、最下位得票者のホワイトの票を解体して、その第二優先投票を調べる。その結果、ブラックに五千票、ブラウンに二万票の第二優先票があったとすると、それぞれ加算する。かくしてブラックは四万五千票、ブラウンは五万五千票となり、ブラウンの当選が決定する。もしイギリス型の比較多数決主義であれば、ブラックが当選していたはずであるが、選択投票制の採用により、第一優先投票は少数であったにもかかわらず、ブラウンが当選することになる。⁽³⁷⁾

この制度は、理論的には他の候補者の合計投票よりも多くの投票を得ていること、二回投票制のように選挙人を二度動員しなくてもすむことなどの長所をもっている

第7表 オーストラリアにおける

	1963		1966		1969		1972	
	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)
労働党	45.5	41.0 (50)	40.0	33.1 (41)	47.0	47.2 (59)	49.6	53.6 (67)
国民地方党	8.9	16.4 (20)	9.8	16.9 (21)	8.6	16.0 (20)	9.4	16.0 (20)
共産党	0.6		0.4		0.1		0.1	
自由党	37.1	42.6 (52)	40.1	49.2 (61)	34.8	36.8 (46)	32.0	30.4 (38)
民主労働党	7.4		7.3		6.0		5.3	
オーストラリア党			0.9		0.9		2.4	
自由運動 国民連 合党 その他	0.5		1.5	0.8 (1)	2.7		1.1	
合計	100	100 (122)	100	100 (124)	100	100 (125)	100	100 (125)

代表制の理論と実際(西)

(H. R. Penniman, *The Australian National Election 1977*, Mackie & Rose, *ibid.*,
よる。

が、第二順位投票を第一順位投票と同価値とみなしていること、投票がどのような結果を生み出すか容易にわからず、選挙人の興味を損なうことなどに難点がある⁽³⁸⁾。

オーストラリアにおける最近の選挙結果は、第七表のようである。この表より、概して労働党の過少代表、国民地方党(同党は一九七四年より地方党から国民地方党に変更)および自由党の過大代表が看取される。これは一九四六年以来、労働党対反労働党(すなわち自由党と国民地方党の連合)という形で選挙戦が展開されてきているためである。このように小選挙区制のもとにおける三党の二極化構造のなかで、かつては民主労働党、現在では民主党が数パーセントの票を集めているにもかかわらず、議席を送り得るチャンスがない。

(三) 小選挙区制と政党数

小選挙区制が二大政党制を導くことは、よく指摘されているところである。しかし小選挙区制にも、上でみてきたように、いくつかの種類があり、そのすべてが二大

政党制になるとは限らない。たとえば、フランスは多党分立型の傾向を示しているし、オーストラリアは三党型になっている。

二大政党制の定義としては、ダグラス・ラエの次の定義が知られている。「二つの政党が合計して少なくとも下院で九〇パーセントの議席を獲得し、最大政党のみによって占められる割合が七〇パーセント以下であること」⁽³⁹⁾。この定義を民主的選挙制度を実施している小選挙区制採用国家に適用してみると、⁽⁴⁰⁾最新の選挙結果をみるかぎり、二大政党制と呼びうるのは、イギリス、アメリカ、ニュージーランドのみである。カナダは上位二党合わせて八八・六パーセント、オーストラリアも上位二党の合計が八六パーセントである。またインドでは、八〇年一月の総選挙において、ガンジー派国民会議（C—I）が五二五議席中三五一議席（六七パーセント）と圧倒的な強みを発揮したが、第二党（ロク・ダル）が四一であるため、二大政党制というよりは一党覇権制⁽⁴¹⁾というべき構造になっている。同国における一九七七年の選挙では、ジャナタ党の進出により、二党相対優越性または多党分立化の状況を呈していたが、ジャナタ党の内部抗争などによって、八〇年の総選挙でガンジー派国民会議の地すべりの圧勝をもたらした。⁽⁴²⁾アメリカの場合、政党に対する中央からの規制が強くなく、二大政党制に結びつかなければならない必然的理由がないように思われるが、ワッサーマンは、次の四つの理由のあることを指摘している。⁽⁴³⁾

- ① もともと連邦主義者と反連邦主義者という具合に、歴史的二元主義が伝統になっている。
- ② アメリカの有権者は、元来、穏健主義者であって、過激な政党に対する選択を望まない。
- ③ 小選挙区制比較多数決主義という選挙制度。
- ④ 共和、民主両党は、非常に柔軟な姿勢を示し、第三党の掲げる政綱を自らのなかに取り込んでしまう。

V・O・キーは、「小選挙区制においては、勝利を期待して競うことができるのは、二政党のみである。第三政党は、なんとかして多数党の一つに吸収合併して、二大政党の一つにならないかぎり、いつでも敗北することを運命づけられている。政党は、敗北が決まっているところでは成長しない。このような予測は、政党の黨員をして二大政党のいずれかに追いやる傾向をもつ。かくして小選挙区制は、あまたの政党を二大政党型へとはめ込む⁽⁴⁴⁾」と述べているが（この場合の小選挙区制は、小選挙区比較多数決主義を意味している）、このような指摘は、イギリスとニュージーランドに典型的にあてはまるといえよう。

カナダの場合、一八六七年の連邦成立以来、長い間、自由党と保守党（一九四二年に進歩保守党に改称）との間で政権の争奪戦が繰り返されてきたが、最近では新民主党がキャスティング・ボートを握るようになってきている。この新民主党は、社会主義的綱領を掲げ、協同連邦党（一九三二年結成）を母体としている。こうして、前記の分類を適用してみると、カナダの場合、かつては二党絶対優越性であったが、近年では二党相対優越性のもとに展開しているといえよう。

選択投票制をとっているオーストラリアの場合、労働党、自由党および国民地方党の三党のみが議席を占めてきている。しかし、一九四六年以来、労働党対自由党・国民地方党連合という形で政権が争われている。そして戦後一五回の選挙のうち労働党が政権の座についたのは、一九四六年、七二年および七四年および八三年の四回である。この選択投票制は、候補者に優先順位をつけるわけであるから、二つの政党が連携した場合、他の一党より優位になることができるといえよう。

最後に、フランスをみてみよう。フランスの政党制の特色は、その離合集散の激しさと多党分立制にある。先述し

たように、同じ小選挙区制でも、イギリス、アメリカなどの場合は、一回投票制(比較多数決)であるが、フランスの場合は、二回投票制(第一回目は絶対多数決、第二回目は比較多数決)である。このような投票制の相違が、二大政党制と多党分立制との違いを生み出す原因になりうるのだろうか。デュベルジェは、それを肯定して、次のように説明する。すなわち、比較多数一回投票制は、機械的自動的要因と心理的要因の結果、分極化現象(depolarisation)を引き起こさせる。より具体的にいうと、前者の要因は、第三党に対して過少代表を意識させ、後者の要因は、選挙民に第三党への投票が死票につながることを意識させ、かくして二大政党制が生み出されるというのである。⁽⁴⁵⁾ たしかに後者の要因に関し、かつてギャラップの調査で、イギリスにおいて、自由党に勝つ見込みがあれば同党に投票するかどうかを問うたところ、一九五〇年には三四パーセントがイエスと答え(実際に投票したのは九パーセント)、六二年には四六パーセント(実際に投票したのは五九年の選挙で六パーセント、六四年の選挙で一パーセント)がイエスと答えたことが報告されている。⁽⁴⁶⁾ 事実、単純多数一回投票制を採用している国の大半は、二大政党制に結びついており、一八九四年以前のベルギー、一九一一年以前のスウェーデン、一九二〇年以前のデンマークなどの例外が目につくぐらいである。⁽⁴⁷⁾

なお、イギリスでは一九八一年九月、労働党から派生した社会民主党が新しく発足した。一九八三年の選挙では自由党ともに連合して行動したが、今後どのような動向を示すか注目される。

これに対して、二回投票方式を採用しているほとんどの国は、多党制である。ドイツ帝国では、一八七一年から八年までは一一の政党が乱立し、九〇年から九三年までは一二ないし一三、九八年から一九〇七年までは一三ないし一四、そして一九一四年には一二であった。また、第三共和制下のフランスでは、一九三六年には一二の政党が議席を有していたし、一九一八年まで二〇年間のオランダには七つの政党が政権を争ったという。⁽⁴⁸⁾

第8表 第五共和制における政党関係の変遷

代表制の理論と実際(西)

年	左翼	中道		右翼(保守)	備考
		左派	右派		
1958	共産党 社会党 統一社会党 (PSU)	民主社会主義 (UDSR)	抗戦同盟 急進社会党 人民共和派 (MRP)	新共和国連合(ドゴール派) (UNR) 独立諸派 労働民主連合 (ドゴール派左翼) (UDT)	第5共和制発 足, 1960, 総選挙
1962				UNR-UDT 独立共和派	
1965	共産党 PSU 社会党	UDSR 急進社会党	MRP 独立農民派	UNR-UDT 独立共和派	大統領選挙
		民主社会主義連合	民主中道派 (ルカニエ派)		
1967	共産党 PSU 民主社会主義左翼連合 (FGDS)		民主中道派	第5共和制民主連合 (UDV ^e R)	総選挙
1969	共産党 PSU 社会党	急進社会党	民主中道派	共和国民主連合 (UDR)	大統領選挙
1973			中道民主進歩派 (UDT)		1972, 社共, 「共同政府綱 領」に調印
1974	共産党 社会党 左翼急進運動 (MRG) (シュレベール派)	急進社会党	民主中道派	UDT UDR 独立共和派	総選挙 大統領選挙
	左翼連合	改革者運動	大統領多数派		
1978	共産党 社会党 MRG	急進社会党	社会民主中道派 (CDS)	共和国連合 (RPR) 共和党 (PR)	総選挙
		フランス民主連合		RPR	
1979	共産党 社会党 MRG				

(飯坂・清水他編「世界政治ハンドブック」1982年, 385頁より)

第9表 フランス系アフリカ諸国における代表制と政党制

国名	選挙法年	代表制	政党制
ベナン(旧ダホメ)	1964	ハーゲン・パッハ・ビショフ式による比例代表制	地域的3党制(1972年まで停止, 1975年以來1党制)
象牙海岸	1970	全国名簿による比較多数決	(事実上)1党制
フランス領アフリカおよびイッサ	1963	大選挙区名簿による比較多数決	支配的1党制(1976年まで)
ガボン	1968	全国名簿による比較多数決	(法律上)1党制(1968年以來)
ギニア	1963	全国名簿による比較多数決	(事実上)1党制(1958年以來)
カメルーン	1972	全国名簿による比較多数決	(事実上)1党制(1966年以來)
コモロ	1972	大選挙区制における名簿による比較多数決(諸島)	
コンゴ(ブラザビル)	1973	大選挙区絶対多数決	(法律上)1党制(1970年以來)
マリ	1963	全国名簿による比較多数決	1959—1968年(事実上)1党制, 1976年軍政1党制
モーリタニア	1965	全国名簿による比較多数決	(法律上)1党制(1965年以來)
ニジェール	1965	全国名簿による比較多数決	(事実上)1党制(1959年まで)1974年以降軍政
アッパーボルタ	1970	小選挙区比例代表制	多党制(1970年—1974年)その後軍政
セネガル	1966 1976	全国名簿(1976年以降地域名簿)による比較多数決	1966年—1975年(事実上)1党制, その後多党制
トーゴ	1963	全国名簿による比較多数決	多党制(1967年まで)1969年1党制を基礎(無党制)
チャド	1969	全国名簿による比較多数決	1党制(1962年以來)1975年以降軍政
中央アフリカ帝国 ⁽¹⁾	1963	全国名簿による比較多数決	1962年以來(法律上)1党制, 軍政の下で無党制1966年—1976年

Dieter Nohlen, *Wahlssysteme der Welt*, 1978, S.197.

筆者注(1) 中央アフリカ帝国は, 1979年以來, 中央アフリカ共和国に改称されている。

筆者注(2) 上記諸國中, 現在, 憲法で1党制を明記しているのは次の国々である。

ベナン(1977年憲法4条), ガボン(1975年憲法4条), コンゴ(1979年憲法2条), マリ(1974年憲法4条), セネガル(1963年憲法3条), トーゴ(1979年憲法10条), なおアッパーボルタ(1977年憲法7条)では3党に限り認めている。

第五共和制の二回投票制下にあってもこの傾向は変わらず、第八表のように、多くの政党がひしめきあひながら、変遷をとげている。ただし、一九八一年の選挙では、ミッテランの率いる社会党が大勝したため、前記の分類では、一党絶対優越制の範ちゅうに入ったが、このような体制が今後どうなるのか、見守る必要がある。

最後に、フランスから独立したアフリカ系諸国の代表制をみると、第九表のようである。これらの国では、単一政党制をとっているところが多いので、複数政党制の存在を前提とする民主的代議制原理という観点から必ずしもそぐわないが、参考までに掲げておく。

- (1) 小平修「現代世界の選挙と政党」一九八二年、九二頁。
- (2) G. Leibholz, *European Election by direct suffrage*, 1961, p. 58, E. Lakeman and J. D. Lambert, *Voting in Democracies*, 1955, p. 33. ただし Hermens, *The Representative Democracy*, p. 494 では、民主党の得票率は五二パーセントになつてゐる。
- (3) Leibholz, *ibid.*, p. 58. なお Hermens, *ibid.* では民主党の得票率は四八パーセントで、野党の得票率は五二パーセントとなつてゐる。
- (4) Leibholz, *ibid.*, p. 58.
- (5) Andrew McLaren Carstairs, *A Short History of Electoral Systems in Western Europe*, 1980, p. 137.
- (6) Carstairs, *ibid.*, p. 140.
- (7) Dieter Nohlen, *Wahlsysteme der Welt, Ein Handbuch*, 1978, SS. 93—155. 小選挙区制を規定している憲法とその根拠条文をあげれば、次のようである。インド(八一条)、西サモア(四四条)、南アフリカ(四〇条、四三条)、マレーシア(一一六条)、ケニア(三二条、四二条)、ボツワナ(六四条)、マラウイ(二二条)、ウガンダ(四八条)、ガンビア(六〇条、六二条)、フィジー(三九条)、パナマ(四六条、六八条)、ザンビア(七四条)、グレナダ(三二条)、ビルマ(一一八一条)、マリ(四

- 一条)、タンザニア(二四條)、『シハラレオネ(四〇條)』、『ソロモン諸島(四七條)』、『ナイジェリア(四五條、六五條)』、『ドミニカ国(三三條)』、『セント・ルシア(三三條)』、『セント・ビンセント(二七條)』、『ガーナ(三九條)』、『バリーズ(五六條、八九條)』、『アンチグア・ブーバーダ(四〇條)』、『概して英連邦系諸国に多し。』
- (8) Lakeman, *How Democracies Vote*, 1970, pp. 39—42 参照。
- (9) D.L. Keir, *The Constitutional History of Modern Britain, 1814—1915*, 5th ed. 1953, p. 472. Seymour, *Electoral Reform in England and Wales*, 1915, pp. 508—510.
- (10) Harvey and Bather, *The British Constitution*, 2nd ed. 1969, p. 60.
- (11) Lakeman and Lambert, *ibid.*, p. 28.
- (12) C.F. Strong, *Modern Political Constitutions*, 18th revised ed. 1972, pp. 166f.
- (13) W.J.M. Mackenzie, *Free Elections*, 1958, p. 52.
- (14) J.G. Grumm, Theories of Electoral Systems, in *Comparative Political Parties*, ed. by A.J. Milnor, 1969, p. 235.
- (15) Geoffrey Hand, Jacques Georgel, Christoph Sasse, *European Electoral Systems Handbook*, 1979, p. 233.
- (16) Thomas T. Mackie & Richard Rose, *The International Almanac of Electoral History*, 2nd ed. 1982, p. 70. なお一九二二年までは、五つの選挙区及び二五年から三〇年までは四つの選挙区及び三二年から三五年から三六年までは二つの選挙区であり、それぞれ二人の定員が定められていた(その他はすべて小選挙区制)。
- (17) Alan C. Cairns, The Constitutional, Legal, and Historical Background, in Howard R. Penniman, *Canada at the Polls, 1979 and 1980*, 1981, p. 20.
- (18) Strong, *ibid.*, p. 167, Lakeman and Lambert, *ibid.*, p. 29.
- (19) Bruce C. Beetham, The Case for Proportional Representation, in *Politics in New Zealand*, ed. by Stephen Levine, 1978, p. 284.
- (20) A. McRobie, The Electoral System and the 1978 Election, New Zealand at the Polls, in *The General Election of 1978*, ed. by H.R. Penniman, 1980.

- (21) たとえば同党は一九八一年における選挙キャンペーンで、比例代表制採用の主張を展開した。なお、同党の研究員ハンター氏の手になる著書には、小選挙区制の短所と比例代表制の長所をあげ、比例代表制にすべきことが述べられている。L. W. Hunter (Social Credit Parliamentary Research Officer), *Better Democracy-The Case for Electoral Reform*, 1979 参照。
- (22) Butler, Penniman, Ranney, *ibid.*, p. 56.
- (23) V. O. Key, Jr., *Politics, Parties, and Pressure Groups*, 5th ed. 1964, pp. 434—435.
- (24) Robert C. Bone, *American Government*, 1977, p. 60.
- (25) ザイフェルトによれば、この選挙法は、当時におつてはもつとも進んだ民主的な選挙法に属するものであった (Seifert, *Das Bundeswahlgesetz*, 1966, S. 11).
- (26) Seifert, *a. a. O.*, S. 11f.
- (27) J. G. Grumm, *Theories of Electoral Systems*, in *Comparative Political Parties*, ed. by A. J. Milnor, 1969, p. 245.
- (28) フランスの代表制の変遷は、次のようである。
- 一八四八年 大選挙区比較多数決
 - 一八五二年 小選挙区二回投票制 (第一回では絶対多数決、第二回では比較多数決)
 - 一八七一年 大選挙区比較多数決
 - 一八七三年 大選挙区二回投票制 (一八五二年と同じ)
 - 一八七五年 小選挙区二回投票制 (一八五二年と同じ)
 - 一八八五年 大選挙区二回投票制 (一八五二年と同じ)
 - 一八八九年 小選挙区二回投票制 (一八五二年と同じ)
 - 一九一九年 大選挙区一回投票制 (名簿制)
 - 一九二七年 小選挙区二回投票制 (一八五二年と同じ)
 - 一九四五年、四六年、五一年 細部については若干異なるが、基調は名簿式比例代表制
 - 一九五八年 小選挙区二回投票制 (実質的に一八五二年と同じ)

- Peter Campbell, *French Electoral Systems and Elections since 1789*, 1958, pp. 134—135.
- (29) P. M. Williams, *The French Parliament*, 1967, p. 23.
- (30) Duverger, *Institution Politiques et Droit Constitutionnel*, 1969, p. 623. Burdeau, *Droit Constitutionnel et Institutions Politiques*, 1972, p. 464.
- (31) J. R. Fears, *Political Parties and Elections in the French Fifth Republic*, p. 186.
- (32) Fears, *ibid.*, 184.
- (33) 西平重喜「選挙の国際比較」一九六九年、八七頁。
- (34) K. C. Wheare, *Legislatures*, 1969, p. 34.
- (35) C. R. Forell, *How We are Governed*, 8th ed. 1978, p. 55.
- (36) Ruth Atkins and Adam Graycar, *Governing Australia*, 1972, p. 52.
- (37) 一九七七年および一九八〇年選挙時の各選挙区の実例に *cf.* Howard R. Penniman, *The Australian National Election of 1977*, 1979, Malcolm Mackerras, *Elections 1980*, 1980 を参照。
- (38) 拙稿「選挙と議会政治」(奥原唯弘他著「政治学読本」一九七一年、一三八頁)。
- (39) Douglas W. Rae, *The Political Consequences of Electoral Laws*, rev. ed. 1971, p. 72.
- (40) いずれの諸国が民主的選挙制度実施国かは、そのとりあがる指標によって当然異なってくる。ハトラー等は、さきあげた指標(一の注2参照)ならびにその他いくつかの基準を設けて、次の二八カ国を民主的選挙制度実施国として、比較の対象になり得るとしている。
- オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、コロンビア、デンマーク、ドミニカ共和国、フィンランド、フランス、西ドイツ、ギリシア、インド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス、アメリカ、ベネズエラ。
- Butler, Penniman, and Ranney, *ibid.*, pp. 12—18.
- 右のうち、小選挙区制採用国は、オーストラリア、カナダ、フランス、インド、ニュージーランド、イギリス、アメリカであ

る。

- (41) 小平修、前掲書、一五一頁。なお、同書は、政党制について詳細な類型化を行っており、本稿の分析もそれにならっているところが多い。
- (42) 拙稿「インド」(飯坂良明・清水望・堀江湛・宮里政玄編「世界政治ハンドブック」一九八二年参照)。なおインドの一九八〇年選挙の分析については、Shavda Paul, 1980 *General Elections in India*, 1980 参照。
- (43) Gary Wasserman, *The Basics of American Politics*, 2nd ed. 1979, pp. 180—181.
- (44) V. O. Key, *ibid.*, 2nd ed. 1952, pp. 224—225.
- (45) Maurice Duverger, *Les Politiques*, 1951, pp. 256f.
- (46) Peter G. J. Pulzer, *Political Representation and Elections*, 1967, p. 55.
- (47) Duverger, *ibid.*, pp. 249f.
- (48) Duverger, *ibid.*, p. 270.

三 少数代表制

既述したように、多数代表制が多数党をしてその選挙区を独占せしめる傾向があるのに対し、少数代表制⁽¹⁾、少数党にも議員選出の機会をなるべく与えようとするものであって、これには、制限連記投票制、大選挙区単記非移譲式投票制、累積投票制、通減連記投票制、制限累積投票制などの種別がある。

このうち、前二者については、項をあらためて説明するので、後三者の制度の概要は、次のようである。

累積投票制 (cumulative vote system) とは、複数の議員定数を有する大選挙区において、各選挙人をして議員定数まで同一候補者の氏名の連記を許す制度である。これは、大選挙区完全連記投票制においては、各選挙人が異なる

候補者名をその選挙区における議員定数まで連記するのは異なり、同一候補者の氏名を連記してもよいわけであるから、少数党は自党を支持する選挙人にその投票を自党に属する候補者に集中させるよう呼びかけることによって、定数のいくつかを確保するところにその特色がある。たとえば、議員定数三名の選挙区において、選挙人は、ABCと連記することもできれば、AAAまたはAABというように、ある候補者に集中することもできるのである。仮りに六万人の選挙人がいたとして、四万人が甲党の候補者ABCを連記し、二万人が乙党の候補者Dのみにその投票を集中させたとすれば、D候補者は六万票を獲得し、第一位で当選することになる。このような方式は、一八五三年にマーシャルの提案によって英領ケープ植民地で採用され、現在ではアメリカ合衆国イリノイ州で採られているといわれている。

逓減連記投票制 (graduate diminishing vote system) とは、各選挙人はその選挙区における議員定数と同数の候補者名を連記することができるが、各候補者の得た投票の価値は、連記された順序にしたがって逓減をきたす制度である。たとえば、第一位を一、第二位を二分の一、第三位を三分の一と逓減していくものとし、議員定数三名の選挙区で選挙人が政党の示した順位にしたがって投票し、その結果、甲党三〇〇〇票、乙党二一〇〇票を得たと仮定する。そうすれば、甲党の第一位Aは三〇〇〇票、第二位Bは一五〇〇票、第三位Cは一〇〇〇票となる。また乙党の第一位Xは、二一〇〇票、第二位Yは一〇五〇票、第三位Zは七〇〇票となり、甲党の第一位A、第二位Bと乙党の第一位Xの三名が当選することとなり、少数党からの議員選出が可能となる。このような方法は、一七七〇年フランスの数学者ボルダが最初に提案し、その後、一八六三年にブルニツおよびバーレントラップがフランクフルトで提唱し、やや遅れてフレおよびブリアンがフランスで提案したといわれているが、実施された例は知られていない。

制限累積投票制 (limited cumulative vote system) は、要するに制限連記投票制と累積投票制とを結合したものである。すなわち、選挙人は制限連記投票制におけると同様、その選挙区の議員定数に達しない何人かの候補者名を記載することができにすぎないが、連記するにあたっては、累積投票制におけると同様、異なった候補者名を連記することもできれば、同一候補者のみを連記することもできる。この方法は、セルビン・ド・ラ・チャペルの考案したものであるといわれているが、これを現実に適用した国は知られていない。⁽²⁾

以上の三つの制度は、實際上あまり存在意義がみとめられていないが、次の二つは実例があるので、検討の対象としたい。

(一) 制限連記投票制

制限連記投票制 (limited vote system) とは、議員定数が三人以上の選挙区において、選挙人にその選挙区における議員定数に達せざる一定数の候補者名を連記せしめる制度である。たとえば、五人を定数とする選挙区において、三人まで連記を許す例などがこれにあたる。この場合、三議席までは多数党が占めるとしても、他の二議席は少数党により占められる可能性が存することになる。

この制度は、コンドルセが一七九三年に国民議会に提案した憲法草案のなかにはじめてみられ、また一八三一年および三二年には、選挙法改正に関する討論でマックワース・プレドによって提案された。両案とも、すぐには採用されなかったが、一八六七年にイギリスの第一院議員の二三の選挙区で採用されて以来(一八八五年まで存続)、一八七五年から八一年までのブラジル、一八八二年から九一年までのイタリア⁽³⁾、一八八四年のポルトガル、一九〇七年、一九三一年のスペイン、一九二四年のパラグアイ、一九六六年のポリビアなどの国において採り入れられた。現在では、

アルゼンチンをはじめ中南米のいくつかの諸国の第一院において採用されている由である。

前述したように、イギリスでこの投票制が採用されたのは一八六七年の選挙法改正においてであって、一二の選挙区で議員定数を三人とし、選挙人には二人の候補者についてまで投票することが許された（このほかロンドン市では議員定数を四人とし、選挙人は三人まで投票することができた）。この趣旨は、セイムーアも指摘しているように、一般には従来議員を出していなかった政党に一議席を与えることにあつた。⁽⁵⁾このような趣旨は、大体において実現したといえる。たとえば、一八六八年の選挙において、完全連記投票制であれば代表者を出し得ないバークシャイヤー（保守党二、自由党一）だったが、完全連記では保守党三になる）など一三選挙区中一一選挙区で当該選挙区での少数党が一議席を獲得している。⁽⁶⁾

制限投票制を採用すると、政党は、選挙人の投票数をいかに確保するかという難しい問題に遭遇する。というのは、候補者を余り多く立てると落選者を多数出し、かといって余り少なく立てると票をとりながしてしまう。その辺の兼ね合いが難しく、イギリスで一八八五年以降廃止され、また大陸諸国に普及していかなかったのは、そこに理由があつたのではないかと推察されている。⁽⁷⁾

わが国においても、この制度は、一九四五年（昭和二〇）の法律第四二号により一度だけ採り入れられたことがある。この法律によれば、議員定数三人以下の選挙区（このような選挙区は一つしかなかった）では、一人までの連記を許し、議員定数四人以上一〇人以下の選挙区（これに該当する選挙区は三九あった）では、二人までの連記を許し、以上の議員定数を有する選挙区（これに当たる選挙区は一四あった）では、三人まで連記することとされた。

制限連記投票制においては、連記数が少なければ少ないだけ大選挙区単記非移譲式投票制に近づき、連記数が多け

ればそれだけ大選挙区完全連記制に接近するが、わが国の場合、極端な制限連記投票制であったため、大選挙区単記非移譲式投票制に非常に近いものであった。このときの選挙は、戦後第一回の選挙で、婦人参政権の実施、選挙権年の引き下げなどの事情により、立候補者数も膨大な数にのぼり、また、制限連記投票制の趣旨の国民に対する周知不徹底と国民の不慣れとにより、必ずしも好結果をもたらさなかった。

このときの選挙結果は、第一〇表のようである。これによれば、上位三党の過大現象と第四党以下の過少代表現象がみられるが、全体的にみて、さほど大きなゆがみがみられない。これは、連記することが許される投票数が少なければ少ないだけ、比例的なものに近づく、あるいは少なくともイギリス型の多数代表制よりは投票者の意思と議席数の関係が近似的なものになることの根拠を正当づけるものである。

(二) 大選挙区単記非移譲式投票制

大選挙区単記非移譲式投票制 (single non-transferable vote system) とは、議員定数を複数とする大選挙区にお

第10表 わが国第22回総選挙 (1946年4月10日) 結果

	進歩	自由	社会	共産	協同	諸派	無所属	計
得票数 (率)	10,350,530 (18.7)	13,505,746 (24.4)	9,858,408 (17.8)	2,135,767 (3.8)	1,799,764 (3.2)	6,473,272 (11.7)	11,325,402 (20.4)	55,448,879 (100.0)
議席数 (率)	94 (20.3)	140 (30.2)	92 (19.8)	5 (1.1)	14 (3.0)	38 (8.2)	81 (17.4)	464*

〔国民政治年鑑〕1963年版による

* 総議席数が464人であるのは、東京第2区と福井で当選人が定数に満たなかったため

総選挙における結果

共産党 議席率 (数)	新自由クラブ		社会民主連合		諸 派		無 所 属		計	
	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)		
2.9 (14)					0.17	0	5.30	3.3 (16)	100	100 (486)
7.7 (38)					0.27	0.4 (2)	5.05	2.9 (14)	100	100 (491)
3.3 (17)	4.18	3.3 (17)			0.08	0			100	100 (511)
7.6 (39)	3.02	0.8 (4)	0.68	0.4 (2)	0.13	0	4.89	3.7 (19)	100	100 (511)
5.7 (29)	2.99	2.3 (12)	0.68	0.6 (3)	0.18	0	3.49	2.1 (11)	100	100 (511)

「衆議院総選挙(戦後)」(駒沢大学政治学論集第16号)による。

いて、選挙人は候補者のうち一人しか選択することができず、最も多くの投票を得たものから順に議員定数まで当選せしめる方式である。

この投票制は、世界的には一八八二年から一八九二年までのブラジル第一院議員選挙、第一次大戦前のドイツのハンブルク自由市における市参事会員(Bürgerausschuß)の選挙で採用されたほか、ほとんどみられないものであるが、わが国では妙になじみが深く、衆議院議員の選挙は、一九〇〇年(明治三三)から一九一九年(大正八)まで、一九二五年(大正一四)から一九四五年(昭和二〇)まで、および一九五〇年(昭和二五)以来現在にいたるまで、この制度の下で行なわれている。また参議院選挙区(ただし改選時に定員一人だけの場合は小選挙区制となる)もこの制度の下で選挙が実施されている。そのため、世界的にも、日本方式(Japanese system)で通用している。

第一一表は、過去五回の衆議院議員総選挙の結果を示したものである。これらの選挙結果をみるかぎり、代表の合理性という点では、忍びがたいほどの欠点は見出されないと⁽⁹⁾しても、全体的には、

第11表 わが国第32回—第36回

選挙別	自由民主党		日本社会党		民社党		公明党		日本
	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	
第32回 (44. 12. 27)	47. 63	59. 2 (288)	21. 44	18. 5 (80)	7. 74	6. 4 (31)	10. 91	9. 7 (47)	6. 81
第33回 (47. 12. 10)	46. 85	55. 2 (271)	21. 90	24. 0 (118)	6. 98	3. 9 (19)	8. 46	5. 9 (29)	10. 49
第34回 (51. 12. 5)	41. 78	48. 7 (249)	20. 69	24. 1 (123)	6. 28	5. 7 (29)	10. 91	10. 8 (55)	10. 38
第35回 (54. 10. 7)	44. 59	48. 5 (248)	19. 71	20. 9 (107)	6. 78	6. 8 (35)	9. 78	11. 2 (57)	10. 42
第36回 (55. 6. 22)	47. 88	55. 6 (284)	19. 32	20. 9 (107)	6. 60	6. 3 (32)	9. 03	6. 5 (33)	9. 83

自治省選挙部編集発行「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」, および上條末夫

代表制の理論と実際(西)

自由民主党と日本社会党の過大代表、公明党、民社党、日本共産党、新自由クラブおよび社会民主連合の過少代表現象がみられる。このうち日本共産党の過少代表が顕著であるが、これは、同党の場合、党勢拡張のため当選の可能性の有無にかかわらず、一選挙区一人以上の候補者を立てているのと無関係でない。そのため、同党立候補者の当選率は最も低い⁽¹⁰⁾。

もともと、少数代表制が多数代表制の対概念として、小政党の擁護を本来の目的としている限り、得票率と議席率とのあいだに相関関係のないのがむしろ当然である。もっとも、レークマンは、日本のように、選挙人の投票数が一人になれば、より比例代表制に近くと述べており⁽¹¹⁾、前掲の表は、ある程度これを裏づけているといえよう。

(三) 少数代表制と政党数

少数代表制は、少数党に代表者の選出の機会を与えるものであるから、多数代表制に比べて議会に送り出し得る政党の数が多くなるのは自然である。ただし、少数代表制になれば、少数党が絶対に代表者を送り得るといふ保証を約束するものではない。セイムニアお

よびレークマンによれば、三人選挙区において、少数党は五分の二の支持者を注意深く組織すれば、一議席を獲得することができるが、⁽¹²⁾そのためには、「いわれた通りに投票せよ」という合言葉⁽¹³⁾が厳守されることが前提とされる。しかし、實際上、このような前提条件が充されることは不可能であり、計算通りにいかないことが多い。たとえば、一九八〇年(昭和五五)の総選挙において、埼玉四区、富山一区、石川二区および鹿児島三区では、三人の定員が自民党により独占されている(このような一党独占区は、かつて四人選挙区、五人選挙区でもみられた)。

ところで、わが国における現行の代表制と政党数との関係はどのようになるであろうか。第一二表は、現在の制度のもとで戦後行なわれた総選挙の結果、三人―五人選挙区とその選挙区においていくつの政党に議員定数が配分されたかを示すものである。

第12表 議員定数三―五人区と議員定数を分有した政党数との関係

議員定数四人の選挙区	第二三回(昭和二年)の総選挙				計
	議員定数三人の選挙区	一党が議員定数を独占した選挙区の数	二党が議員定数を分有した選挙区の数	三党が議員定数を分有した選挙区の数	
○	○	二二	一七	五	三九
					四〇

議員定数五人の選挙区		計		第二四回(昭和二十四年)の総選挙 三人選挙区		四人選挙区		五人選挙区		計		第二五回(昭和二十七年)の総選挙 三人選挙区		四人選挙区		五人選挙区		計		第二六回(昭和二十八年)の総選挙 三人選挙区	
〇	〇	〇	〇	一三	一	二	一	一五	二	一五	一	四	一	〇	一	五	一	一	一	一	一
一	一	一七	一八	一七	一八	一六	一八	四一	六	四一	一三	二九	一三	九	一三	五一	二二	二二	二二	二二	二二
二五	二五	二	二	二	二	二	二	四三	一四	四三	二二	七	二二	二二	二二	五〇	二二	二二	二二	二二	二二
一〇	一〇	一五	一五	一	二	一五	二	一七	一五	一七	三	三	三	八	三	一一	八	三	三	三	三
二	二	二	二	二	二	二	二	一	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
三八	三八	一七	一七	四〇	三九	三八	三九	一七	三八	一七	三九	四〇	三九	三八	一七	一七	三九	三九	三九	三九	四〇

代表制の理論と実際(西)

第二九回(昭和 三五年)の総選 挙 三人選挙区	計	五人選挙区	四人選挙区	第二八回(昭和 三三年)の総選 挙 三人選挙区	計	五人選挙区	四人選挙区	第二七回(昭和 三〇年)の総選 挙 三人選挙区	計	五人選挙区	四人選挙区
三	四	〇	〇	四	一	〇	〇	一	一	〇	〇
三五	一〇二	三七	三三	三三	二八	一	七	二〇	二六	二	二
二	一一	一	六	四	六一	一五	二七	一九	六二	一八	二七
	〇	〇	〇		二六	二二	五		二七	一七	一〇
	〇	〇			一	一			一	一	
四〇	一一七	三八	三九	四〇	一一七	三八	三九	四〇	一一七	三八	三九

第三〇回(昭和 三八年)の総選 挙 三人選挙区	計	五人選挙区	四人選挙区	第三一回(昭和 四二年)の総選 挙 三人選挙区	計	五人選挙区	四人選挙区	第三二回(昭和 四四年)の総選 挙 三人選挙区	計	五人選挙区	四人選挙区
一	四	〇	〇	四	一	〇	〇	八	五	一	〇
三三	九三	二七	二九	二九	八七	二五	二九	二四	六八	一四	二五
六	一七	一〇	九	一〇	二六	一一	九	一一	四〇	一八	一三
	三	一	一		三	二	一		八	六	二
	〇	〇			〇	〇			一	一	
四〇	一一七	三八	三九	四三	一一七	三八	三九	四三	一一三	四〇	三九

三人選挙区	計	五人選挙区	四人選挙区	三人選挙区	計	五人選挙区	四人選挙区	三人選挙区	計	五人選挙区	四人選挙区
三五回(昭和 五四年)総選挙	二			二	三	一	〇	二	一〇	一	一
	五二	八	一五	二九	六二	二一	二三	二九	五八	一四	二〇
	三七	一一	一四	一六	三九	一六	一一	二三	三八	一三	一四
	二八	一六	二二		一四	八	六		一四	一〇	四
	六	六			五	五			二	二	
四七	一二九	四一	四一	四七	一二三	四一	三九	四三	一二二	四〇	三九

四人選挙区			一六		一四		一一		四一
五人選挙区		七		一〇	一六		八		四一
計	三	四七		四四	二七		八		一二九
第三六回(昭和五五年)総選挙	五	二八		一四					四七
三人選挙区									
四人選挙区		二三		七	一一				四一
五人選挙区		一一		一六	九		五		四一
計	五	六二		三七	二〇		五		一一九
一四回の計 三人選挙区	五〇	三七四		一六六					五九〇
四人選挙区	四	二六二		二二二	七四				五五二
五人選挙区	五	一七三		一九九	一三九		三二		五四八
計	五九	八〇九		五七七	二二三		三二		一六九〇

(右の表は、第三一―二七回総選挙については、大西邦敏「比較憲法論」一〇六―八頁により、その後の総選挙については著者が算出した)

右の表は、いかなることを意味しているのであろうか。昭和五五年第三六回総選挙についてみれば、一選挙区の議員定数を三―五人とする選挙区において、一党のみがその選挙区を独占した選挙区は、三人選挙区の五を数え、二党

がその選挙区の議員定数を分有した選挙区は六二におよび、以下三党が分有した選挙区が三七、四党が分有した選挙区二〇、五党が分有した選挙区五であるということの意味している。このことはまた、各選挙区の議員定数を二党で分有した選挙区がもっとも多いが、同時に議員定数を分有できる政党は、五党にまでおよびうることをも示している。

全選挙を通じてみると、五党全部が議員定数を分有した選挙区は、三二と少数ではあるが、回を重ねるごとにその数が増してきていること、逆に一党が一選挙区のみを独占した選挙区は、第三三回総選挙を最後に存在していないことなどを考え合わせると、わが国の現行代表制は、多党分立型の方向を目指すものであるといえる。もっとも、戦後の大半は自由民主党の単独政権が続いており、その意味で、言葉の真の意味における多党分立制とは様相を異にしている。

小平教授の前掲分類によれば、わが国のような政党の勢力状況は、一党絶対優越制（上限が全議席の六六パーセントから下限が五一パーセントまで一党が独占しているタイプ）に分けられている。たしかに自由民主党の単独政権が続いているが、それは現行制度のゆえであろうか。むしろ現行制度は、多党型の方向に資するものである。けれども、そのような代表制のもとで、一党の絶対優越制が維持されているということは、ただ単に制度上の問題を越えて、イデオロギー、国民性など他の要素を勘案しなければならないことを意味している。代表制と政党状況を考える場合の難しさがここにある。

(1) 憲法上、少数代表制または少数の保護を定めている国家として、メキシコ（五四条）、グアテマラ（二七条、一五七条）、ドミニカ共和国（九一条）、ボリビア（六〇条）、ニカラグア（一二七条）などがある。

- (2) 以上の説明については、拙稿、前掲書一四二—一四四頁。
- (3) この時期におけるイタリアの選挙区は、定員四人選挙区で有権者が四票投ずる選挙区（完全連記）と五人選挙区で四人まで投ずる選挙区（制限連記）とに分かれていた。Carstairs, *ibid.*, p. 150.
- (4) W. J. M. Mackenzie, *ibid.*, p. 58.
- (5) C. Seymour, *Electoral Reform in England and Wales*, 1915.
- (6) Lakeman and Lambert, *ibid.*, p. 76.
- (7) A. M. Carstairs, *ibid.*, p. 13.
- (8) ちなみに、この第二二回総選挙のときの立候補者数は、二七七〇人へのぼり、二三回一五九〇人、二四回一三六四人、二五回一二四二人、二六回一〇二七人、二七回一〇一七人、二八回九五一人、二九回九四〇人、三〇回九一七人、三一回九一七人、三二回九四五人、三三回八九五人、三四回八九九人、三五回八九一人、三六回八三五人と比べて断然多い。
- (9) 宮沢俊義「選挙制度をどう改める」〔「世界」昭和四〇年二月号所収〕参照。
- (10) たとえば、第三六回総選挙についてみると、自由民主党九一・六パーセント、日本社会党七一・八パーセント、民社党六四パーセント、公明党五一・六パーセント、日本共産党二二・五パーセント、新自由クラブ四八パーセント、社会民主連合六〇パーセントとなっている。（上條末夫「衆議院総選挙（戦後）」〔駒沢大学政治学論集第一六号〕による）
- (11) Lakeman, *ibid.*, p. 84.
- (12) Seymour, *ibid.*, Lakeman, *ibid.*, p. 84.
- (13) Ostrogorski, *Democracy and the Organization of Political Parties*, 1903, Vol. 1, p. 162.

四 比例代表制

(一) 比例代表制の実際

比例代表制 (Proportional representative system) とは、各政党にその得票数に比例して議席を分配する制度である。これまでみてきたように、多数代表制も、少数代表制も、それぞれの政党に投じられる票とその当選者数との間に数的相関関係がないために、不合理な面があった。比例代表制は、このような不合理性をできる限り排除して、選挙の結果を合理的たらしめようとするところに大きな特色がある。かかる目的を達成するために、比例代表制には技術的にいろいろな工夫が講じられなければならない。

その共通の技術的工夫として、当選商数の決定と投票の移譲がある。当選商数 (quota) とは、候補者が当選するために必要でかつ十分な得票数をいい、この数に達する得票数があれば、常に一人の代表者が決定する。これにはあらかじめ法律で議員定数を定めておき、したがって選挙ごとに当選商数の変動をきたすものと、前もって当選商数を法律で定めておくものがある。前者を移動式当選商数 (flexible quota system) といい、後者を固定式当選商数 (uniform quota system) という。前者はまた、算出方法として、ヘアー式、ハーゲンバッハ・ビシヨフ式、ドループ式、ドント式、サン・ラグ式、修正サン・ラグ式などがある。⁽¹⁾ 後者の固定式当選商数は、ワイマール憲法時代にとられていたもので、六万票につき一名の割合で各政党に比例配分された。このような比例代表制の目的が死票をなくすことであったことはいうまでもない。

次に、投票の移譲には、単記移譲式と名簿式に大別される。単記移譲式投票制 (single transferable vote system)

とは、いかなる候補者を選ぶかはもっぱら選挙人に委ね、選挙が政党を基礎として行なうことを少なくとも形式上は認めない制度である。この方式は、次のような原則から成り立つ。(ア)選挙人は投票用紙に列記されている各候補者に対して、選挙人の好む順位により、123……等の数字を付して選択を行なう。これは連記投票ではなく、単記投票の一種である。(イ)各候補者は、自己の得票数が当選商数に達することによって当選する。(ウ)当選商数以上の余剰得票および最低位の候補者の得票は、他の候補者に移譲せられる。(エ)移譲すべき候補者とその順位は、選挙人自身が自由にこれを決定し、選挙人は通常、議員定数と同数まで選択することができる。この単記移譲式投票制は、一八九六年にオーストラリアのタスマニア州で部分的に採用されたのを皮切りに、一九〇七年には同国の下院議員全部に、また一九〇九年には南アフリカの第二院議員選挙に採り入れられ、現在、第一院議員選挙のためこの方式を導入している国として、アイルランドが有名である。

名簿式投票制(list vote system)は、民主政治が政党政治のもとで成立しているという認識の上に立って考案されているもので、候補者はいずれかの政党に属していなければならないということと、選挙人もいずれかの政党に所属している候補者を選ぶことを期待しているという二つの前提にもとづいている。投票は、各政党が提出した名簿に対して行なわれ、投票の移譲は原則として名簿上の一群の候補者のなかで行なわれる。議席の配分は、各政党の名簿にどれだけの得票数があったかを算出し、この得票数を当選商数で割り、その得た商数により各政党に対する議席の配分を行なう。

この名簿式代表法には、(ア)政党の定めた候補者順位に拘束される、拘束名簿式と、(イ)選挙人が候補者の選択について必ずしも政党の作成した候補者名簿に拘束されない、自由名簿式がある。前者は、さらに絶対的に拘束される厳正

第13表 オランダにおける最近5回の選挙結果

	1967		1971		1972		1977		1981	
	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)
反革命党	9.9	10.0 (15)	8.6	8.7 (13)	8.8	9.3 (14)	31.9	8.7 (13)		
キリスト教歴史同盟	8.1	8.0 (12)	6.3	6.7 (10)	4.8	4.7 (7)		6.7 (10)		
キリスト教民主 アッピール									30.8	32.0 (48)
カトリック国民党	26.5	28.0 (42)	21.8	23.3 (35)	17.7	18.0 (27)		17.3 (26)		
政治改革党	2.0	2.0 (3)	2.3	2.0 (3)	2.2	2.0 (3)	2.1	2.0 (3)	2.0	2.0 (3)
改革政治同盟	0.9	0.7 (1)	1.6	1.3 (2)	1.8	1.3 (2)	1.0	0.7 (1)	0.8	0.7 (1)
急進政党			1.8	1.3 (2)	4.8	4.7 (7)	1.7	2.0 (3)	2.0	2.0 (3)
ローマカトリック 党			0.4	0	0.9	0.7 (1)	0.5	0	0.2	0
改革政治連合							0.6	0	1.5	1.3 (2)
労働党	23.6	24.7 (37)	24.6	26.0 (39)	27.3	28.7 (43)	33.8	35.3 (53)	28.3	29.3 (44)
共産党	3.6	3.3 (5)	3.9	4.0 (6)	4.5	4.7 (7)	1.7	1.3 (2)	2.1	2.0 (3)
平和社会党	2.9	2.7 (4)	1.4	1.3 (2)	1.5	1.3 (2)	0.9	0.7 (1)	2.1	2.0 (3)
民主社会主義70			5.3	5.3 (8)	4.1	4.0 (6)	0.7	0.7 (1)	0.6	0
自由党	10.7	11.3 (17)	10.3	10.7 (16)	14.4	14.7 (22)	17.9	18.7 (28)	17.3	17.3 (26)
農民党	4.8	4.7 (7)	1.1	0.7 (1)	1.9	2.0 (3)	0.8	0.7 (1)		
民主主義'60	4.5	4.7 (7)	6.8	7.3 (11)	4.2	4.0 (6)	5.4	5.3 (8)	11.1	11.3 (17)
中間階層党			1.5	1.3 (2)	0.4	0				
その他	2.6		2.1	0	0.6	0	0.9	0	1.2	0
計	100	100 (150)	100	100 (150)	100	100 (150)	100	100 (150)	100	100 (150)

(Mackie & Rose, *ibid.*, pp. 272-275 による)

代表制の理論と実際 (西)

第14表 イスラエルにおける最近5回の選挙結果

代表制の理論と実際(西)

	1965		1969		1973		1977		1981			
	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)		
マプリ/労働党	36.7	37.5 (45)	46.2	46.7 (56)	39.6	42.5 (51)	24.6	26.7 (32)	36.6	39.2 (47)		
アフドッド・バボダ		6.6									6.7 (8)	
マパム		7.9									8.3 (10)	
少数派リスト	3.8	3.3 (4)	3.5	3.3 (4)	3.1	2.5 (3)	1.4	0.8 (1)				
ヘルート	21.3	21.7 (26)	21.7	21.7 (26)	30.2	32.5 (39)	33.4	35.8 (43)	37.1	40.0 (48)		
自由党											1.2	1.7 (2)
自由センター											3.1	3.3 (4)
全国リスト												
シオン平和							1.9	1.7 (2)				
テレム									1.6	1.7 (2)		
テヒヤ									2.3	2.5 (3)		
アグダード・イスラエル	3.3	3.3 (4)	3.2	3.3 (4)	3.8	2.5 (3)	3.4	3.3 (4)	3.8	3.3 (4)		
ポアライ・アグダード	1.8	1.7 (2)	1.8	1.7 (2)		1.7 (2)	1.3	0.8 (1)	0.9	0		
国家宗教党	8.9	9.2 (11)	9.7	10.0 (12)	8.3	8.3 (10)	9.2	10.0 (12)	4.9	5.0 (6)		
タミ									2.3	2.5 (3)		
共産党	1.1	0.8 (1)	1.1	0.8 (1)	1.4	0.8 (1)						
独立自由党	2.3	4.2 (5)	2.8	3.3 (4)	3.6	3.3 (4)	1.2	0.8 (1)	0.6	0		
ラカ/平和・平等	1.2	2.5 (3)	1.2	2.5 (3)	3.4	3.3 (4)	4.6	4.2 (5)	3.4	3.3 (4)		
新勢力	1.4	0.8 (1)	1.4	1.7 (2)	0.7	0						
市民権運動					2.2	2.5 (3)	1.2	0.8 (1)	1.4	0.8 (1)		
民主変革運動							11.6	12.5 (15)				
平和・発展							2.0	0.8 (1)	0.6			
イスラエルのための平和							1.6	1.7 (2)	0.4			
変革									1.5	1.7 (2)		
その他	1.3	0	3.1	0	3.5	0	2.7	0.7	2.7	0		
計	100	100 (120)	100	100 (120)	100	100 (120)	100	100 (120)	100	100 (120)		

(Mackie & Rose, *ibid.*, pp. 212-215 による)

拘束名簿式と選挙人を優先記号をつけることを許してその意思をある程度反映させる単純拘束名簿式とに区分され、また後者は、各政党の提出したすべての候補者名簿中から選挙人が自己の欲する候補者を選ぶことができるだけでなく、どの候補者にも登録されていない候補者をも投票用紙に記載することができる不規律自由名簿式とに種別される。

以上、ひとくちに比例代表制といっても、その組み合わせはきわめて多様で、細分すれば三〇〇種以上にのぼるといわれている。⁽²⁾ それゆえ、各々の組み合わせ方によって、いくらかの相違がみられる。たとえば、算出方法をドント式にするかサン・ラグ式にするか、あるいは選挙を全国一選挙区にするか、かなりの数の選挙区に分けるか、さらにそれぞれの選挙区で生じた余剰票をどのように処理するかによっても、異なってくる。

いまここで、全国を一選挙区としているオランダおよびイスラエルと、単記移譲式により一選挙区を三―五人（三人選挙区二六、四人選挙区一〇、五人選挙区六）とするアイルランドの場合をみてみよう。

まず、オランダおよびイスラエルにおける最近五回の総選挙結果は、第一三表および第一四表のようである。

これらの表のうち、最新の選挙結果をみると、オランダの場合、得票率と議席率との偏差がもっとも大きくてキリスト教民主アッピールの一・二パーセントである。他は、労働党の一パーセント以外に、ほとんど偏差はない。これに対してイスラエルの場合、第一党と第二党がそれぞれ二・九パーセントと二・六パーセントの過大代表という具合に、偏差は大きい。小党における偏差はほとんどない。これは、イスラエルでは群小政党が多く、一つの配分にも与れなかった政党の議席率が大政党に流れたためと思われる。

これに対して、アイルランドの場合は、第一、第二党においてそれぞれ一・七パーセント、二・七パーセントの偏

第15表 アイルランドにおける最近5回の選挙結果

	1965		1969		1973		1977		1981	
	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)
労働党	15.4	15.3 (22)	17.0	12.5 (18)	13.7	13.2 (19)	11.6	11.5 (17)	9.9	9.0 (15)
フィアナ・フォイル	47.7	50.0 (72)	45.7	52.1 (75)	46.2	47.9 (69)	50.6	56.8 (84)	45.3	47.0 (75)
フィネ・ゲール	34.1	32.6 (47)	34.1	34.7 (50)	35.1	37.5 (54)	30.5	29.1 (43)	36.5	39.2 (65)
クラン・ナ・ポブラハタ	0.8	0.7 (1)								
シン・フェイン (勤労者党)					1.1	0	1.7	0	1.7	0.6 (1)
全国Hブロック 委員会									2.5	1.2 (2)
その他	2.1	1.4 (2)	3.2	0.7 (1)	3.9	1.4 (2)	5.6	2.7 (4)	4.2	3.0 (5)
計	100	100 (144)	100	100 (144)	100	100 (144)	100	100 (148)	100	100 (166)

(Mackie & Rose, *ibid.*, pp. 200-203 による)

差があるほか、小党においても、オランダおよびイスラエルよりも大きな偏差がみられる。この表にはあらわれていないが、ロスによれば、一九二二年から五七年までの一四回の選挙を通じて、自由党は七・五パーセント、統一党は五・九パーセントの過大代表を、また労働党は一〇パーセント、その他の政党は二一・九パーセントの過少代表を経験した。⁽³⁾ このようなことは、ライプホルツが指摘しているように、⁽⁴⁾ 小規模な選挙区制と無関係ではない。

このように得票率と議席率とをできるかぎり正確な比例関係におこうとすれば、全国を一選挙区とすることが望ましいが、実際には、比例代表制採用国は、全国をいくつかの選挙区に分けている例である。ちなみに、オーストリア九、ベルギー三〇、コロンビア二六、デンマーク一七、ドミニカ二七、フィンランド一五、ギリシア五六、イタリア三二、ノルウェー二〇、ポルトガル二二、スペイン五二、スリランカ二四、スウェーデン二八、スイス二五、トルコ六七となっている。

次に、一つの国家が多数代表制から比例代表制に移行した場合

第16表 ベルギーにおける多数代表制と比例代表制の経験例

		キリスト教 社会党		自由党		社会党	
		得票率	議席率	得票率	議席率	得票率	議席率
多数代表制	1876-78	45.0	44.0	51.0	52.0	—	—
	1880-82	48.0	43.0	49.0	55.0	—	—
	1884-86	64.0	71.0	35.0	29.0	—	—
	1888-90	59.0	68.0	39.0	32.0	—	—
	1892	52.0	60.5	47.0	39.5	—	—
	1894	51.0	68.5	32.0	13.0	16.0	18.5
	1896-98	54.0	73.5	25.0	8.5	17.5	18.0
比例代表制	1900	49.7	56.5	23.6	22.3	23.1	20.4
	1902-04	50.5	56.0	26.5	25.3	19.0	17.5
	1906-08	49.0	52.4	28.2	25.9	19.5	21.1
	1908-10	48.4	51.8	28.0	26.5	20.3	21.1
	1912	51.3	54.3	25.7	23.6	21.9	21.0
	1919	37.4	40.3	17.6	17.7	36.6	37.1

代表制の理論と実際(西)

(Grumm, Theories of Electoral Systems, in *Comparative Political Parties*, p. 237)

合、いかなる結果が生じたであろうか。ここに、次の諸国の例を検討しておきたい。

ベルギーでは、一九〇〇年に世界に先がけて比例代表制採用に踏み切るまでは、二回投票型の多数代表制を採っていた。すなわち、第一回投票では、絶対多数を獲得した候補者が当選し、いかなる候補者もこの多数を得ることができないときに、第二回目の投票を行ない、そこでは比較多数を得た候補者が当選し得た。このように二回投票制を採用していたものの、ほとんどが一回で決まり、一八九二年には四一の選挙区中、二回の投票は四選挙区で実施されたにすぎなかった。⁽⁵⁾ただし、一八九三年に普通選挙制が採用され、社会党が結成されると、自由党が著しい過少代表現象を示した。第一六表の一八九四年選挙および一八九六—九八年の選挙結果がこれを明瞭に表わしている。そして一九〇〇年の比例代表制の採用により、そのアンバランスは是正された。

右のような傾向は、デンマーク、ノルウェーにおいても

第17表 デンマークにおける多数代表制と比例代表制の経験例

		保守党		自由党派 自左		急進左派		穏健左派		社会民主党	
		得票率	議席率	得票率	議席率	得票率	議席率	得票率	議席率	得票率	議席率
多数代表制	1895	29.6	21.9	39.5	46.5			18.5	23.7	11.3	7.0
	1898	28.2	14.0	41.0	55.2			16.9	20.2	12.9	10.5
	1901	24.0	7.0	42.9	66.6			12.0	14.0	17.1	12.3
	1903	20.8	10.5	48.0	64.0			8.1	10.5	20.4	14.0
	1906	22.3	10.5	31.6	49.0	13.7	7.9	6.8	7.9	25.4	21.1
	1909	20.4	18.4	25.8	32.4	18.6	13.2	5.9	9.6	28.7	21.1
	1910	18.6	11.4	34.1	50.0	19.0	14.9			28.3	21.1
	1913	22.6	6.1	29.1	38.6	18.7	27.2			29.6	28.1
	1918	18.2	15.7	29.5	32.9	21.2	22.1			28.5	27.9
比例代表制	1920 (4月)	19.6	20.0	34.4	35.0	12.0	12.1			29.2	30.0
	1920 (7月)	18.8	18.6	36.3	37.1	11.6	11.4			29.8	30.0
	1920 (9月)	17.8	18.1	34.1	34.9	12.3	12.1			32.0	32.2
	1924	18.9	18.8	28.3	30.2	13.0	13.4			36.6	36.9
	1926	20.6	20.1	28.4	31.5	11.3	10.7			37.1	35.9
	1929	16.4	16.1	28.4	29.5	10.6	10.7			41.8	40.9

(Grumm, *ibid.*, p. 239 による)

第18表 ノルウェーにおける多数代表制と比例代表制の経験例

		保守党		自由党		社会党	
		得票率	議席率	得票率	議席率	得票率	議席率
多数代表例	1906	35.6	29.3	46.9	62.6	16.3	8.1
	1909	51.5	52.8	34.1	38.2	21.6	9.0
	1912	33.2	19.5	40.0	61.8	26.3	18.7
	1915	29.0	17.1	37.2	63.4	32.1	19.5
	1918	30.0	39.7	32.7	42.8	30.8	14.3
比例代表例	1921	33.3	38.0	21.0	26.0	30.5	24.7
	1924	32.5	36.0	18.7	24.0	27.2	21.3
	1927	25.4	20.7	17.3	20.7	36.8	39.3
	1930	30.0	29.3	20.2	22.7	31.4	31.3
	1933	20.2	20.7	17.1	16.0	40.0	46.0

(Grumm, *ibid.*, p. 242 による)

同様にみられる。すなわち、デンマークでは、一九二〇年に比例代表制が採択されるまで、イギリス型の小選挙区一回投票制がとられていた。この代表制のもとでは、最大政党(自由党左派)および最小政党(穏健左派)の過大代表と中間政党(保守党)の過少代表がみられた。このようなゆがみは、一九二〇年四月に実施された比例代表制の下における選挙で修正された(第一七表)。

また、ノルウェーにあっては、一九二二年に比例代表制が導入されるまで、二回投票制をとっていた。この二回投票制は、一九〇六年以前には大選挙区制と結びついてしたが、それ以後比例代表制が採用されるまでは小選挙区制と結合していた。同国ではその当時、自由党、社会党、保守党の三大政党があったが、全体を通じて自由党がかなりの過大代表(たとえば一九一八年の選挙では得票率三二・七パーセントに対し議席率は四二・八パーセント)、社会党の過少代表(同年における結果は得票率三〇・八パーセントに対し議席率一四・三パーセント)がみられ、保守党は、ある場合は過大代表、ある場合は過少代表という具合であった(第一八表)。

ガイアナでは、一九六三年(当時はギアナといい、英領植民地だった)に、イギリス政府により、小選挙区制にかえて比例代表制がとられた。これは、進歩党の議会における絶対多数を阻止するためにとられたものであるが、結果は予想通りになった。すなわち、第一九表にみるように、小選挙区制下の一九六一年においては、国民会議派および統一勢力戦線は得票率の上からは五七・三パーセントと過半数を制しているにもかかわらず、議席の上からは両党を合計して四四・八パーセントにしかあたらなない。しかし、六四年の比例代表制下の選挙では、進歩党は、得票率は前回を上回ったけれども、議席は得票に比例して過半数をとることができなかった。

なお、ガイアナは、一九八〇年一〇月、協同組合制度を基礎とする新憲法を制定し、国名も「ガイアナ協同共和

第19表 ガイアナにおける多数代表制と比例代表制の経験例

	1961		1964		1968	
	得票率	議席率(数)	得票率	議席率(数)	得票率	議席率(数)
進歩党	42.1	57.1(20)	45.9	45.3(24)	37	35.9(19)
国民会議派	41.0	31.4(11)	40.5	41.5(22)	56	56.6(30)
統一勢力戦線	16.3	11.4(4)	12.4	13.2(7)	7	7.5(4)
計		35		53		53

(Peter G. J. Pulzer, *Political Representation and Elections*, 1967, p. 54 および *Political Handbook and Atlas of the World*, 1970, p. 129 より作成)

第20表 トルコにおける多数代表制と比例代表制の結果例

	1950			1977	
	得票率	議席率(数)		得票率	議席率(数)
民主党	55	84(408)	民主党	8.6	5.3(24)
共和党	40	14(69)	正義党	36.9	42.0(189)
無所属)	5	2 ⁽⁹⁾ ₍₁₎	共和党	41.4	47.3(213)
民族派)			信用党	1.9	0.7(3)
			国民運動	6.4	3.6(16)
			統一党	0.4	0
			国民福祉党	1.8	0.2(1)
			無所属	2.5	0.9(4)
			その他	0.1	0
計	100	100(487)		100	100(450)

(E. Lakeman, *How Democracies Vote*, 1970, p. 33, Dieter Nohlen, *Wahlsysteme der Welt*, 1978, S. 413 による)

国」と改称した。この新憲法は、国会議員六五人のうち五人を比例代表制により選出することとしているが、一六〇条で左のような方式をとることとしている。

① 投票は、候補者名簿によってガイアナ全域において行なわれる。

② 各選挙人は、候補者名簿によって、一票を投ずる。

③ 五三の議席は、投ぜられた票とほとんど同じ数に比例するような形で、名簿間に割り当てられる。

最後に、トルコでは、一九五〇年から五七年まで大選挙

区完全連記投票制をとっていた。この結果の大きなゆがみについては、すでに述べた通りであるが、一九五〇年における結果とごく最近の一九七七年選挙の結果を示せば、第二〇表のごとくである。一九七七年の選挙結果は、必ずしも十分な按分関係はみられないが、一九五〇年の選挙結果と比べれば、きわめて大きな差異がある。なお、トルコは一九八〇年九月のクーデタにより国会は解散された。

以上、比例代表制につき、得票率と議席率との関係を中心にみてきた。このような観点、すなわち代表の正確なし公正という準則からいえば、疑いもなく比例代表制は、多数代表制や少数代表制にまさるといふべきであろう。⁽⁶⁾ してこの面から、比例代表制を高く評価している人びとは多い。

しかし、デュベルジェのように、「各政党の得票率と議席率が一致すれば、代表は正確だといわれるが、それは必要ではなく、また望ましいものでもない。かかる数学的代表は、世論の真の代表とは非常に異なる。問題は世論の主要な動向を反映しているかどうかにある」⁽⁷⁾との見方もあり、代表制のあり方を数学的代表のみで測ることに否定的な立場がある。また、ウンケルバッハおよびヴィルデンマンは、次のように述べている。「選挙民の意見を、鏡像のように代表するというのが如きは、重大な偽瞞に立脚するものであるということを指摘せざるをえない。」かくして、レーベンシュタインをして、次のように語らせしめるようになった。「この制度(比例代表制)を実際に適用してみると、それは、治療を要する病氣そのものよりも大きい害を与える療法であることが多い、ということがわかった」⁽⁸⁾「要するに、単純多数代表制の短所に対する万能薬として賞讃された比例代表の魔術も目に見えて色が褪せ、現在、比例代表制は重大な危機にある」⁽⁹⁾。そこでわれわれは、ただ単に数学的代表性以外の角度からみる必要があるとなる。

(二) 比例代表制と政党数

比例代表制の本来の趣旨からいって、当該制度が少なからず、多党制現象を伴うのはいわば当然である。デュベルジエは、比例代表制と多党制とは常に一致することは確実であり、世界のいずれの国においても比例代表制が二党制を招来しているところはないといっている⁽¹⁰⁾。たしかに、多数代表制にあつては、各選挙区で勝利を占め得る政党が限定されているから、議席を占めることができる政党もおのずから限られてくる。これに対し、比例代表制のもとでは、当選するには投票の多数を獲得することは不必要で、ある最少限で十分なのであるから、非常に多数の政党が出現することになる。ザーチャによれば、第一次大戦後、候補者名簿を提出した政党数は、ポーランドおよびエストニアでは五〇を数え、リシアニア、フィンランド、チェコスロバキアおよびオーストリアにおいては一〇〇を数え、ドイツでは五〇〇に達したという⁽¹²⁾。オランダにおいても、一九三五年に供託金制度が設けられる前には五四の政党が争い、議席を得た政党だけでも一四あった⁽¹³⁾。

サリトールは、分極化した多党制国家として、チリ（一九六一―七三年）、デンマーク（一九四七―七一年）、フィンランド（一九五一―七二年）、フランス（第四共和政および第五共和政）、イスラエル（一九四九―七三年）、イタリア（一九四八―七二年）、オランダ（一九六七年まで）、ノルウェー（一九四五―六九年）、スイス（一九四七―七一年）をあげ⁽¹⁴⁾、小平教授は、多党分立型の諸国として、グアテマラ（一九七四年の選挙結果、以下カッコ内は選挙年を示す）、オランダ（一九七七年）、スイス（一九七五年）、フランス（一九七八年）、アイスランド（一九七八年）、フィンランド（一九七九年）、ベルギー（一九七八年）およびルクセンブルク（一九七九年）をあげている⁽¹⁵⁾。

これら諸国のほとんどすべてが比例代表制採用国であることは、決して偶然ではない。多党化の現象は、政治の運営上、一党のみの内閣ではなく、連立内閣を作り出す。しかもその組閣にいたるまで、政党間の取り引きなどで、時

第21表 主要比例代表制採用国の概要

国名	憲法上の 根拠条文	総議席数	選挙区数	現行制度 採用年	最新選挙年	議院に議席 を有する政 党数	最大政党 の議席率	連立の状況
オーストリア	35	183	9	1919	1983	3	47.8	2党連立
ベルギー	48	212	30	1899	1981	12	20.3	4党連立
デンマーク	31	175	17	1920	1981	9	33.7	社会民主党(少数党内閣)
フランス	4 ⁴ (国会法)	200	15	1906	1979	8	26.0	4党連立
ギリシア	300	300	56	1975	1981	3	57.3	単独
アイスランド	16	166	42	1920	1981	5その他	47.0	3党連立
イスラエル	4 ⁴ (国会法)	120	1	1948	1981	10	40.0	4党連立(第2次ベギン内閣)
イタリア	630	630	32	1946	1983	9その他	32.9	連立工作中
オランダ	91	150	1	1918	1981	10	32.0	3党連立
ノルウェー	59	155	20	1921	1981	7	41.9	保守党内閣(少数党内閣)
ポルトガル	155	250	22	1976	1980	9	32.8	民主同盟(社会民主党、第一 次民主中央労働党など)
スペイン	68	350	52	1977	1979	13	48.0	民主中道連合
スウェーデン	7	349	28	1909	1979	5	44.1	2党連立
スイス	60	200	25	1919	1979	14	25.5	4党連立

日を費やす例が多い。たとえば、イタリアの場合、一九七九年六月の総選挙後、組閣まで一八五日間の空白期間があった。同国の場合、戦後最初のパルリ内閣から第四次アンドレオッチ内閣にいたるまで、総選挙から組閣までの平均空白期間は三二日である。⁽¹⁶⁾ すなわち、総選挙の結果が出て、政党間の取り引きによって、実際に内閣が成立するまで、一カ月以上の空白を生じさせていることになる。またこのように難産のあげく成立した内閣は、短命であり、前記パルリ内閣から一九八一年六月誕生のスタドリニ内閣まで四〇の内閣ができており、平均寿命は一年に充たない。

かくして、バトラーをして、「公正」の代償は、通常、組閣をめぐる生ずる長期的危機にみられ得る⁽¹⁷⁾と述べさせ、またヘルメンスをして、「比例代表制は、小党分立を惹起し、政党の急進化を促進させ、内閣の不安定を導く⁽¹⁸⁾」と語らせているのである。

さらに、一度比例代表制を採用すると、各党の思惑から、その他の代表制に移向することは、きわめて困難である。

最後に、現在、比例代表制を採っている主要諸国の概要を示せば、第二一表のようになる。⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾

- (1) これらの詳細な説明については、Dieter Nohlen, *Wahlsysteme der Welt*, 1978. A. M. Carstairs, *A Short History of Electoral Systems in Western Europe*, 1980. G. Hand, J. Georgel, C. Sasse, *European Electoral Systems Handbook*, 1979. Enid Lakeman, *How Democracies Vote*, 1970 など参照。
- (2) F. A. Hermens, *Democracy or Anarchy? A Study of Proportional Representation*, *The Review of Politics*, 1941, p. 15.

- (3) Ross, *The Irish Election System*, pp. 65—66.
- (4) Leibholz, *ibid.*, p. 60.
- (5) Duverger, *Les Partis Politiques*, 1951, p. 250.
- (6) 芦部信喜「憲法と議会政」一九七一年、四〇六頁。
- (7) Duverger, *L'influence des systemes electoraux sur la vie politique*, 1950, pp. 34—36.
- (8) K. Loewenstein, *Verfassungslehre*, 1959, S. 281.
- (9) Loewenstein, *a. a. O.*, S. 282 f.
- (10) Duverger, *Les Partis Politiques*, 1951, p. 274.
- (11) ケルゼン著・清宮四郎訳「一般国家学」五八三頁。それゆえ、比例代表制には敗北者がなく、政党は対立関係にあるのではなくて、並立関係にある(前掲書同頁)。
- (12) 宇都宮静男「政治学要論」(一九六八年)一九五頁より再引用。
- (13) Duverger, *ibid.*, p. 284.
- (14) C. サリトール著、岡沢憲美・川野秀之訳「現代政党学(Ⅰ)」一九八〇年、二五四頁。
- (15) 小平、前掲書一六二頁。
- (16) 計算の基礎は、紫田敏夫「イタリア」(飯坂・清水・堀江・宮里編「世界政治ハンドブック」七五頁)による。
- (17) Butler & others, *ibid.*, p. 19.
- (18) Hermens, *ibid.* ほか、イタリアのサンドリー教授、ロンバルト教授は、政局の安定を欠くと指摘しており、西ドイツ、スイスでも比例代表制にかなり強い反省の声が聞かれるという(朝日新聞昭和五八年二月二五日付)。
- (19) Butler & others, *ibid.*, pp. 12—19, G. Hand & others, *European Electoral Systems Handbook*, 1979, Nohlen, *a. a. O.*, *The Statesman's Yearbook*, 1982—83, *Political Handbook of the World*, 1981 等による。
- (20) 上記のほかに、憲法上、比例代表制を明記している国家として、次の諸国がある。ルクセンブルク(五一条)、フィンランド(三五条)、リヒテンシュタイン(四六条)、アイスランド(三一条)、コロンビア(一七二条)、ベネズエラ(一五一条)、マ

ルタ(五七条—単記移譲式)、ホンジュラス(四七条)、ブラジル(二四八条)、ボリビア(二一九条)、ウルグアイ(八八条)、スリナム(五四条)、スリランカ(九九条)、スペイン(六八条)、ペルー(六五条)、ガイアナ協同(二六〇条)。

五 併用型代表制

(一) 併用型の実際

以上の各種代表制は、それぞれの特色をもち、趣旨の違うものであるが、これらの代表制を組み合わせることによ
り、各々の長所を生かそうとする試みがなされる。比例代表制と小選挙区制を併用して、その解決をはかろうとして
いるのが現在西ドイツにおいてみられるものであり、かつて韓国において実施されていた。

ドイツにおいては、ワイマール時代に採られていた比例代表制は、勢力のきわめて小さな政党にも議席を与えるみ
ちを開き、民主主義崩壊の原因を導いたものとして批判され、比例代表制に反対する者の数は、一九四五年以降増大
した。⁽¹⁾

こうして、ボン基本法の制定にともない、一九四九年に最初の選挙法が施行された。それによると、(ア)小選挙区制
による代表六〇パーセント、比例代表制による代表四〇パーセントで組織される。(イ)選挙人は一票を投ずるのみで、
小選挙区制により投ぜられた一票がその選挙区の当選者を決め、それと同時にその所属政党に対する政党投票として
計算される。(ウ)計算方法はドント式による。(エ)いずれの政党も小選挙区において少なくとも一議席を獲得するか、ま
たは州の一つで投票の五パーセントを得なければ、代表者を送り出し得ない(阻止条項)というものであった。

一九五三年の選挙法では、これに修正が加えられ、(ア)小選挙区制選出議員と比例代表制選出議員との割合を五〇パ

ける総選挙結果

1965		1969		1972		1976		1980		1983	
得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)
47.6	49.4 (245)	46.1	48.8 (242)	44.8	45.3 (225)	48.6	49.0 (243)	44.5	45.5 (226)	48.8	49.0 (244)
39.3	40.7 (202)	42.7	45.2 (224)	45.9	46.4 (230)	42.6	43.1 (214)	42.9	43.9 (218)	38.2	38.8 (193)
9.5	9.9 (49)	5.8	6.0 (30)	8.4	8.3 (41)	7.9	7.9 (39)	10.6	10.7 (53)	6.9	6.8 (34)
				0.3		0.3		0.2			
		0.1									
		0.2									
2.0				0.6		0.3		0.2			
1.3		4.3									
								1.5		5.6	5.4 (27)
0.3		0.8		0.1		0.3		0.1		0.5	
100	100 (496)	100	100 (496)	100	100 (496)	100	100 (496)	100	100 (497)	100	100 (498)

代表制の理論と実際(西)

ibid. 等より作成)

1セントずつにする、(イ)有権者は二票投
 じることとされ、一票は小選挙区の候補
 者に、他票は比例代表の候補者に投じら
 れることとする、(ウ)阻止条項を強め、小
 選挙区制で一議員または全国(州ではな
 く)で五パーセントの得票を確保するこ
 とを条件とされた。そして一九五六年
 (これが現行法になっている)には、この阻
 止条項がさらに強化された。
 すなわち現行の選挙法によれば、連邦
 議会は、五一八人の議員で組織され(こ
 のうち二二人がベルリン市議会の間接選挙に
 よる議員の議席が留保されている)、四九六
 人が国民の直接選挙により選出される。
 そして半数の二四八人が一人選挙区にお
 いて、また残りの二四八人が州名簿にし
 たがい、州で選挙される。各選挙人は、

第22表 西ドイツにお

	1949		1953		1957		1961	
	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)	得票率	議席率 (数)
キリスト教民主同盟 キリスト教社会同盟	31.0	34.6 (139)	45.2	49.9 (243)	50.2	54.4 (270)	45.3	48.5 (242)
社会民主党	29.2	32.6 (131)	28.8	31.0 (151)	31.8	34.0 (169)	36.2	38.1 (190)
自由民主党	11.9	12.9 (52)	9.5	9.9 (48)	7.7	8.2 (41)	12.8	13.4 (67)
共産党	5.7	3.7 (15)	2.2					
ドイツ党	4.0	4.2 (17)	3.3	3.1 (15)	3.4	3.4 (17)	全ドイツ 党 2.8	
難民党			5.9	5.5 (27)	4.6			
中央党	3.1	2.5 (10)	0.8	0.6 (3)	} 0.9			
バイエル党	4.2	4.2 (17)	1.7					
経済再建連合	2.9	3.0 (12)						
ドイツ国家党 ドイツ国家民主党右派	1.8	1.2 (5)	1.1		1.0		0.8	
ドイツ平和連合							1.9	
環境保護								
その他	6.2	1.0 (4)	1.5		0.4		0.2	
計	100	100 (402)	100	100 (487)	100	100 (497)	100	100 (499)

代表制の理論と実際(西)

(Seifert, Das Bundeswahlgesetz, 1965. 清水望「西ドイツの政治機構」, Mackie & Rose,

二票の投票権を有し、第一投票は選挙区議員のために、第二投票は州名簿による選挙のために行使される。選挙区における選挙は、小選挙区比較多数決主義により行なわれる。州名簿による選挙は、厳正拘束名簿式比例代表制により行なわれる。この第二投票（政党の提出した州名簿に対する投票）による議席の配分は、第一投票（小選挙区候補者に対する投票）によって、すでに当選が決定した二四八議席をも含めた全議席（四九六）について行なわれる。それゆえ、この配分によって各政党の得た数が、原則として、その政党の当選人総数であり、小選挙区によって当選した議員数のなかに含まれている。このようなことから、同国の代表制は、「小選挙区制を加味した比例代表制」

と呼ばれている。なお、小選挙区制による当選人数が配分議席を超えるような場合でも、小選挙区制における当選は有効とされるので、その場合には、その超過した分だけ議席総数が四九六をオーバーすることになる(過剰代表)。

右のような方法のもとで、これまで一〇回の選挙が実施されてきたが、その結果は、第二二表のようである。

この表が示しているように、得票率と議席率との間には大体の按分関係が成り立っている。これは、先述したように、小選挙区制を採用しているといっても、その骨子が比例代表制となっているからである。ただし、上位三党に過大代表の傾向がみられることは否めないが、これは阻止条項により議席の配分に与かることのできなかった政党の分が、その割合だけ多く三党に有利に配分されるからである。

韓国においても、一九六三年の選挙法では小選挙区制と比例代表制とを併用した代表制が採られていた。すなわち、選挙区は地域選挙区と全国選挙区とに分けられ、地域選挙区は二〇万人を基準として、行政区域、地勢、交通その他の条件を考慮して各地域の人口が等しいように画定され、各地域選挙区は、一人の議員を選挙する。また全国選挙区の議員定数は、地域選挙区によって選出される議員定数の三分の一とされ、政党が順位を定めて各候補者名簿を中央選挙管理委員会に提出しなければならない。そしてこの全国選挙区候補者は、各政党の獲得した得票数に応じて配分される。ただし、地域選挙区の得票により第一位を獲得した政党の得票比率が一〇〇分の五〇以上の場合には、各政党の得票率にしたがって配分されるが、第一党の得票率が一〇〇分の五〇未満のときは、第一党に全国選挙区議席の二分の一を配分し、残余の議席を第二党以下の政党に配分する。また西ドイツの例にない、全国選挙区の議席配分に際して、地域選挙区から三議席以上を獲得できなかったか、あるいはその有効投票数の一〇〇分の五以上を獲得できなかった政党は除外される。⁽²⁾

第23表 韓国総選挙の結果（1967年）

政党別得票数（率）			議席数（率）
党	韓	83,271 (0.76%)	1 (0.57%) 44(25.14%) 130(74.29%)
党	由	393,448 (3.62%)	
党	衆	180,324 (1.66%)	
党	義	142,670 (1.30%)	
党	衆	249,561 (2.29%)	
党	民	3,554,224(32.73%)	
党	共和	5,494,922(50.61%)	
党	民主	88,474 (0.81%)	
党	社	104,975 (0.96%)	
党	主	323,203 (2.97%)	
党	独	240,936 (2.21%)	
計			175

（韓国年鑑，1968年版，69～67頁）

代表制の理論と実際（西）

この方法のもとで実施された一九六七年の選挙結果は、第二三表のとおりである。上記の表では、第一党の民主共和党の顕著な過大代表がみられる。これは、同国の場合、西ドイツと違って、いわゆるグラーパーベン方式を採用しているからである。このグラーパーベン方式にあっては、小選挙区制の候補者に投じられた票と比例代表制の候補者に投じられた票との間には、計算上関係がないので（ちなみにグラーパーベンとは、ドイツ語で溝とか堀とかいう意味である）、多数党にはなほだしく有利になる。それを如実に示したのが、韓国の総選挙結果といえよう。

(二) 併用型代表制と政党数

ワイマール憲法時代において議会に代表者を送った政党数は、少なくとも一九一九年（判憲国民会議）には八党、二〇〇年六月（以下すべて国議会）の選挙では一〇、二四年五月の選挙では一二、同年一月には一二、二八年五月には一四、三〇年九月には一四、三二年七月には一四、同年一月には一三、そして三三年三月には一一であった⁽³⁾。先述したように、ドイツでは二回投票制のもとでも小党分立状況であった。たとえば一八九八年の選挙では、一

五の政党が議席を占め、そのうち全議席の四分の一以上の議席を占めた政党は皆無であった⁽⁴⁾、一九一二年には二一にまでおよび、三九七議席中第一党の社会民主党は一一〇の議席で、五議席以下しか得られなかった政党は一三を数えた⁽⁵⁾。こうしてみると、群小政党の乱立は、ドイツの伝統ともいえた。

このような傾向は、併用型を採用したことにより、いかなる変化をきたしたであろうか。第二二表に示したように、議会に議席を占め得た政党は、一九四九年の一〇党以降、五三年六党、五七年四党と減少し、六一年以降、八〇年にいたるまで三党に定着してきた。しかし八三年に環境保護連盟^{||}緑の党(Die Grünen)が五パーセント条項の壁を突破し、はじめて連邦議会に議席を得た。一九六九年にはいわゆるネオ・ナチ党が四・三パーセントを獲得し、議席配分に与かり得る五パーセントにいま一步というところまで達したが、その後、五パーセントに迫る勢いを得ていない。この五パーセントの壁を破れば、一気に二五―三〇議席を獲得できるようになるので、この障壁を超え得るかどうかが、同国における政党状況と密接な関係をもつことになる。

- (1) Seifert, *Das Bundeswahlgesetz*, 1965, S. 11. 清水望「西ドイツの政治機構」一九六九年、一二六頁。
- (2) 韓国国会議員選挙法(一九六三年一月二六日)第一三一―一五条、一二五条。
- (3) Mackie & Rose, *ibid.*, p. 156.
- (4) Lowell, *Governments and Parties in Continental Europe*, Vol. II, p. 42.
- (5) F. Lakeman, *ibid.*, pp. 186—197.

六 おわりに

以上、各種代表制について、とくに得票率と議席率との関係という観点、ならびにこれら代表制がどのような政党分布状態を生み出し、いかなる内閣の形態をつくるかという観点から概観してきた。

もとより、代表制をいかなるものにするかは、きわめて困難な問題であり、上述の二つの側面からのみでは不十分であり、その国の社会情勢や経済関係、歴史、国民性など総合的な面から考察されなければならない。⁽¹⁾

ただ、すくなくともわが国衆議院議員の代表制については、以上の二つの面からみて、満足な状況を呈しているとはいえない。またしばしばいわれるように、現行制度は、個人本位であって政党本位でないこと、選挙運動に膨大な費用がかかること、同志討ちが起り、大政党内に派閥が発生することなどの問題点が指摘されている。

冒頭に掲げたように、従来の参議院全国区制は、比例代表制にあらためられた。本来、是々非々の立場をとるべき参議院が政党本位の代表制をとり、政党中心に展開されるべき衆議院が個人本位の代表制を採用しているというのは、まことにおかしな現象である。いまや参議院の新しい動向を踏まえて、衆議院における代表制のあり方を根源的に問うべき時期にきているのではなからうか。

(1) Carstairs, *ibid.*, p. 4, Butler & others, *ibid.*, p. 33. 河村又介「比例代表制概評」〔法律時報〕五卷一二号三頁、林田和博「選挙法」(一九五八年)、六七頁等。

付記 本稿は駒沢大学特別研究助成により刊行予定の「現代世界の憲法制度」(全訂新版)に所収されるものである。